

第505回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和3年11月16日（火）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

- 5 議 題
- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | なまこ漁業許可の有効期間の短縮について（諮問） |
| 第2号議案 | なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問） |
| 第3号議案 | しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて |
| 第4号議案 | かじき釣りトローリング大会の制度改正（案）について |

6 報告事項

(1) 漁業権にかかる資源管理状況等について

(2) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会中央要望の結果について

7 その他

8 閉 会



資料No. 1-1

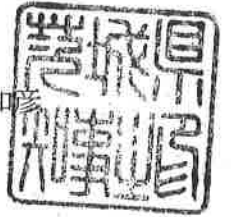
漁諮問第 11 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 5 条第 1 項第 2 号のなまこ漁業の許可について、別記理由により、同規則第 16 条第 1 項に定める許可の有効期間を 1 年未満となる令和 4 年 10 月 31 日までに短縮したいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 3 年 11 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別 記)

令和3年9月16日付け茨城県告示第1027号により公示したなまこ漁業の許可について、今般、当該漁業許可申請のあった者のうち、同日付け茨城県告示第1028号により公示した許可の基準において、茨城県海面漁業調整規則第12条第6項の規定に基づく方法により不許可とした者について、許可の適格性が認められることから、改めて公示を行うにあたり、新たな許可の有効期間について、現在の許可の期間と同一期日に満了するよう、1年未満となる令和4年10月31日までに短縮しようとするものである。

なまこ漁業許可の結果と許可の有効期間の短縮について

令和 3 年 11 月 16 日
茨城県農林水産部漁政課

1. なまこ漁業許可の結果について

なまこ漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間（令和 3 年 9 月 16 日茨城県告示第 1027 号）に申請のあった者にかかる茨城県海面漁業調整規則（以下、規則という。）第 12 条第 7 項の規定による許可の基準（令和 3 年 9 月 16 日茨城県告示第 1028 号）による結果は以下のとおり。

- (1) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和 3 年 9 月 16 日から令和 3 年 10 月 15 日まで
 (2) 許可すべき漁業者の数 27 人
 (3) 申請のあった者 30 人
 (4) 規則第 12 条第 7 項の規定による許可の基準の確認結果

許可の基準	該当人数
1. 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者	0 人
2. (前項に掲げる者以外の者で) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者	0 人
3. (前項に掲げる者以外の者で) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者	18 人
4. (前項に掲げる者以外の者で) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者	0 人
5. (前項に掲げる者以外の者で) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者	10 人
6. 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第 12 条第 6 項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。	同 上
前各項の基準に該当しない者	2 人

(5) 許可の優先順位

優先順位 1 位の者 (基準 3 該当)	18 人	うち許可すべき漁業者の数	18 人
優先順位 2 位の者 (基準 5 該当)	10 人	うち許可すべき漁業者の数	9 人
計	28 人	うち許可すべき漁業者の数	27 人

(6) 規則第 12 条第 6 項の規定に基づく公正なくじの実施結果

優先順位 2 位の 10 人を対象とし、規則第 12 条第 6 項の規定に基づく「公正なくじ」を実施し、許可をする 9 人を決定した。

- ・ 実施日 令和 3 年 10 月 22 日 (金) 午前 10 時 2 分
- ・ 実施場所 茨城県農林水産部漁政課内
- ・ 実施方法 茨城県海面漁業調整規則第 12 条第 6 項に定める公正なくじの実施方法について (令和 3 年 10 月 15 日制定) による。
- ・ 公正なくじの結果

	くじ対象者	許可者	不許可者
大洗町漁業協同組合員	2 人	2 人	0 人
鹿島灘漁業協同組合員	4 人	4 人	0 人
はさき漁業協同組合員	1 人	1 人	0 人
員外者	3 人	2 人	1 人
計	10 人	9 人	1 人

(7) 申請者、許可者、不許可者の内訳

	申請者	許可者	不許可者
大洗町漁業協同組合員	17 人	17 人	0 人
鹿島灘漁業協同組合員	6 人	6 人	0 人
はさき漁業協同組合員	2 人	2 人	0 人
員外者	5 人	2 人	3 人 うち許可基準を満たさない者 2 人 公正なくじによる不許可者 1 人
計	30 人	27 人	3 人

2. 規則第 12 条第 6 項の規定に基づく公正なくじにより不許可となった者への対応と許可の有効期間について

- ・ 漁業法改正以前において、自由漁業としての「なまこ漁業」の実績が確認できたにも関わらず、規則第 12 条第 6 項の規定に基づく公正なくじにより 1 人が不許可となった。申請者が引き続き漁業として営むには、許可を与える必要がある。

このため、新たな許可申請に係る公示を行うにあたり、許可の有効期間を既発給許可と同一期日に満了するよう、1 年未満となる令和 4 年 10 月 31 日までに短縮するものである。



資料No. 2-1

漁諮問第 12 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 12 条第 1 項及び第 7 項の規定に基づき、知事許可漁業のうち、なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項及び第 7 項の規定により意見を求める。

令和 3 年 11 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

令和3年9月16日付け茨城県告示第1027号により公示したなまこ漁業の許可について、今般、当該漁業許可申請のあった者のうち、同日付け茨城県告示第1028号により公示した許可の基準において、茨城県海面漁業調整規則第12条第6項の規定に基づく方法により不許可とした者について、許可の適格性が認められることから、規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

なまこ漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について

令和 3 年 11 月 16 日
茨城県農林水産部漁政課

なまこ漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間（令和 3 年 9 月 16 日茨城県告示第 1027 号）に申請があり、自由漁業としての「なまこ漁業」の実績があり許可の適格性が認められたにも関わらず、茨城県海面漁業調整規則（以下、規則という。）第 12 条第 6 項の規定に基づく公正なくじにより不許可となった者を対象とした新たな許可を行うにあたり、規則第 12 条第 1 項及び第 7 項の規定による制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準については、以下のとおりとする。

なお、新たな許可の有効期間については、現在の許可の期間と同一期日に満了するよう 1 年未満となる令和 4 年 10 月 31 日までに短縮する。

1. 制限措置

- (1) 漁業種類 なまこ漁業（規則第 5 条第 1 項第 2 号）
(2) 許可すべき漁業者の数 1 人

なまこ漁業許可の許可又は起業の認可を申請すべき期間（令和 3 年 9 月 16 日茨城県告示第 1027 号）に申請があり、規則第 12 条第 6 項の規定に基づく公正なくじにより不許可となった者の数。

- (3) 操業区域 第 1 種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面
(4) 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(5) 漁業を営む資格 茨城県に住所を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 11 月 25 日から令和 3 年 12 月 1 日まで（規則第 12 条第 2 項）

2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3. 許可の有効期間

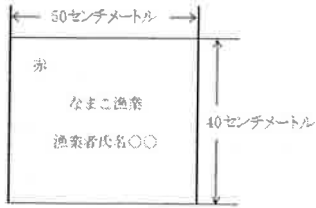
許可の日から令和 4 年 10 月 31 日まで（規則第 16 条第 1 項）

4. 許可又は起業の認可に関する取り扱い

規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針による。

- ・別添「なまこ漁業の許可に関する取扱方針（案）」のとおり。

表：制限措置等の比較

	今 回	前回（令和3年9月16日付け茨城県告示1027号）
1 制限措置 (1) 漁業種類	なまこ漁業	同左
(2) 許可すべき漁業者の数	<u>1人</u>	27人
(3) 操業区域	第1種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面	同左
(4) 漁業時期	1月1日から12月31日まで	同左
(5) 漁業を営む者の資格	茨城県に住所を有する者	同左
2 申請すべき期間	令和3年11月25日から同年12月1日まで（1週間）	令和3年9月16日から同年10月15日まで（1ヵ月）
3 有効期間	許可の日から令和4年10月31日まで（1年未満）	令和3年11月1日から令和4年10月31日まで（1年）
許可の条件	<p>(1) 操業時間は、日の出から日没までとする。</p> <p>(2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p>(3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1人に限る。なお、共同申請又は法人であって採捕に従事する者は、許可証に記載された1人に限る。</p> <p>(別記様式)</p> 	同左

5. 許可の基準について

規則第 12 条第 7 項の規定による許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が同条第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準は以下のとおりとする。

	今 回	前回（令和 3 年 9 月 16 日付け茨城県告示 1028 号）
(1)	令和 3 年 9 月 16 日付け茨城県告示第 1027 号において公示されたなまこ漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間内に申請のあった者のうち、同日付け茨城県告示第 1028 号により公示した許可の基準において、茨城県海面漁業調整規則第 12 条第 6 項の規定に基づく方法により許可されなかった者	申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者	同左
(3)	申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者	同左
(4)	申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者	同左
(5)	申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者	同左
(6)	前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、規則第 12 条第 6 項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。	同左

（参 考）今後のスケジュール案

- ・ 令和 3 年 11 月 16 日 第 505 回漁業調整委員会において諮問
- ・ 同年 11 月 25 日 公示（県報）
- ・ 同年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで 許可等を申請すべき期間
※ 規則第 12 条第 2 項のただし書きによる。
- ・ 同年 12 月上旬 許可の日

なまこ漁業の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号に規定するなまこ漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業の定義)

第2 当該漁業は、小型機船底びき網漁業及び潜水器漁業以外の方法により、なまこの採捕を目的として営む漁業とする（組合員行使者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く）。

(許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
なまこ漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数
水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 操業区域
第1種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面とする。
- (4) 漁業時期
1月1日から12月31日までとする。
- (5) 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有する者

(許可の基準)

第5 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者

- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(許可の条件)

第8 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業時間は、日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合又は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1人に限る。なお、共同申請又は法人であって採捕に従事する者は、許可証に記載された1人に限る。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、毎年5月末日までに資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

(許可の申請)

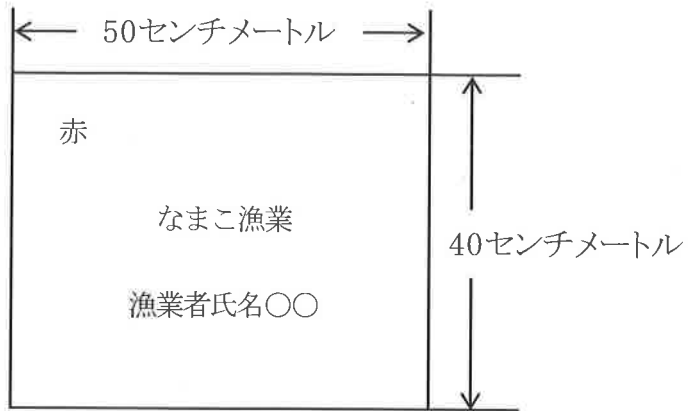
第10 規則第9条第2項において提出を求める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 申請理由書
- (2) 第5の許可の基準にかかる営んだ実績等を証する書類
- (3) 船舶を使用する場合、自己所有船舶においては漁船原簿謄本又は漁船登録票の写し(但し、県内登録漁船の場合は省略可)、自己所有船舶以外の場合は、船舶使用承諾書又は傭船契約書の写し。
- (4) 茨城県内の漁業協同組合員にあつては、漁業協同組合長の副申書
- (5) (4)以外の者にあつては、個人の場合には、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び県内住所を証する書類とし、法人の場合は定款及び登記事項証明書とする。
- (6) 共同申請又は法人の場合においては、採捕に従事する者を1人に限定する届出及びその者の住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証する書類並びに規則第11条第1項に規定する適格性を有することを誓約する書面。

付則

- 1 この方針は、令和3年9月8日から施行する。

別記様式



しらすひき網漁業の操業禁止期間に係る要望に対する取扱いについて

令和 3 年 11 月 16 日

茨城県農林水産部漁政課

1 しらすひき網漁業の制度

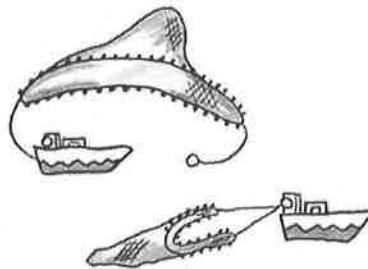
【漁業の定義】 しらす、いしかわしらうお又はいかなごを主たる漁獲対象として

1 そうびき漁法により操業する機船船びき網漁業

【操業禁止期間】 1 月 1 日から 2 月 10 日まで

[船びき網漁業]

本県沿岸漁業の代表的な漁業種類であり、季節毎及び海況に応じて水揚げ金額の高い漁法を組合わせて操業しております。魚群探知機でまず魚影を確認して、それを取り囲むように網を入れひき上げます。



2 これまでの経過

(1) 平成 2 年～12 年

平成 2 年に小型船漁業協議会から提出された禁止期間短縮の要望書に基づき、平成 3 年から 12 年までの 10 年間、特別採捕許可によって 2 月 1 日から 10 日までの 10 日間の試験操業を実施した。

この結果により、禁止期間の見直しを検討したところ、以下の理由から、漁業調整規則の改正には結びつかないと判断し、特別採捕許可を打ち切った。

- ① まき網漁業との調整問題があること
- ② アユ稚魚の混獲が多いこと（特別採捕許可の条件として、アユの漁業権のある 5 河川の河口域に距岸 1 k m×延長 2 k mの禁止区域を設定していた。）
- ③ 漁獲金額の多くはイシカワシラウオであり、資源への影響が懸念されたこと
- ④ 漁業経営に対しての効果が低いと思料されたこと

(2) 平成 18 年以降

平成 18 年に小型船漁業協議会から禁止期間短縮の要望書が再度提出され、それ以降、毎年要望書が提出されている。県では、平成 19 年から過去の経過と資源状況等を勘案し、操業禁止区域の拡大等を内容とする取扱方針案を示し、海区調整委員会の了承を得た上で、特別採捕許可によって 2 月 1 日から 10 日までの 10 日間の試験操業を実施してきた。

① 平成 19 年～28 年の試験操業結果

- ア. 漁獲量 シラス：0～8.7 トン (0～27.9%)
 イシカワシラウオ：0.4～3.3 トン (0.8～87.3%)
 その他の魚種：0.2～168.7 トン (7.9～94.4%)
- イ. 漁獲金額 シラス：0～643 万円 (0～36.0%)
 イシカワシラウオ：59～515 万円 (22.5～94.2%)
- ウ. アユ稚魚の混獲割合 (尾数比) 0～37.9%

② 平成 29 年～令和 3 年の試験操業結果

- ア. 漁獲量 シラス：3.1～40.9 トン (30.3～88.2%)
 イシカワシラウオ：0.1～4.4 トン (0.4～25.4%)
 その他の魚種：1.9～9.4 トン (6.9～44.3%)
- イ. 漁獲金額 シラス：95.3～1,461 万円 (8.6～75.1%)
 イシカワシラウオ：27～782 万円 (2.3～35.8%)
- ウ. アユ稚魚の混獲割合 (尾数比) 0～9.0%

表 1 しらすひき網漁業の試験操業結果

項目\年		H5-12年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	
特別採捕許可隻数(隻)		222-387	202	213	203	222	217	198	196	194	192	191	168	158	153	151	118	
稼働隻数(隻)		96-147	135	124	65	101	69	16	24	65	48	85	114	101	81	73	77	
漁獲実績 (トン 万円)	シラス	漁獲量	0.05-58	8.7	4.0	0.02	0.2	0.9	0	0.03	0.3	0.01	1.3	40.9	21.1	20.7	29.4	3.08
		割合(%)	0.3-55	4.9	7.7	2.3	4.8	27.9	0.0	3.7	14.3	0.3	25.6	84.2	80.3	88.2	75.4	30.3
		漁獲金額	4-1,169	643	205	0.8	5	42	0	1.4	5.6	0.4	35.9	910	1,461	917	590	95.3
		割合(%)	0.2-35	36.0	18.1	0.5	0.8	9.4	0.0	0.9	1.7	0.1	5.8	41.7	70.6	75.1	51.4	8.6
	イシカワシラウオ	漁獲量	1.6-12.1	1.4	1.4	0.6	3.3	1.9	0.4	0.5	1.3	0.8	2.5	4.4	3.1	0.9	0.1	2.58
		割合(%)	3-48	0.8	2.7	67.7	87.3	55.7	28.6	67.1	59.8	27.3	48.7	9.0	11.7	3.7	0.4	25.4
		漁獲金額	469-2,951	401	309	154	515	371	59	138	304	185	432	782	472	145	27	394
	その他	割合(%)	36-95	22.5	27.3	90.6	94.2	82.5	60.6	90.7	92.6	53.2	69.9	35.8	22.8	11.8	2.3	35.6
		漁獲量	4.7-78.8	169	45.9	0.3	0.3	0.5	1.0	0.2	0.5	2.2	1.3	3.3	2.1	1.9	9.4	4.5
		割合(%)	40-96	94.4	89.5	30.0	7.9	16.4	71.4	29.2	25.9	72.4	25.7	6.9	8.0	8.1	24.2	44.3
サンプルリング	アユ稚魚の割合(尾数比:%)	5-48	0.5	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	37.9	7.6	5.8	0.0	4.0	9.0	0.0	0.0	

表2 特別採捕許可隻数と稼働隻数の漁協別推移 (上段：許可隻数、下段：稼働隻数)

漁業協同組合	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
平 潟	16	15	14	13	14	15	15	15	15	15	12	11	14	14	7
	16	4	0	3	0	0	0	2	0	1	8	5	4	4	2
大 津	34	33	32	32	31	27	26	27	27	27	27	27	26	26	26
	31	29	13	25	13	0	0	11	13	27	26	26	22	19	20
川 尻	15	15	14	13	13	7	9	9	9	9	9	9	9	9	8
	14	13	14	13	10	0	0	9	6	9	9	9	9	2	7
久慈町	16	13	13	13	13	13	12	12	8	9	9	9	9	9	2
	5	8	2	2	4	4	3	2	1	1	5	7	1	2	2
久慈浜丸小	17	17	17	17	17	16	16	15	15	15	15	14	13	13	12
	6	6	0	3	2	2	5	2	1	5	8	6	1	3	0
磯 崎	5	5	5	5	5	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4
	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	2	3
那珂湊	7	6	6	3	1	0	2	1	5	5	5	5	5	4	3
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
大洗町	72	71	68	65	64	59	59	57	56	56	56	52	51	50	47
	57	49	30	49	37	10	12	38	23	41	46	43	40	39	40
鹿島灘	5	23	19	38	26	24	21	21	20	21	26	22	17	17	9
	4	11	6	5	3	0	4	1	4	1	9	2	2	1	2
はさき	15	15	15	33	33	33	33	33	33	30	5	5	5	5	0
	0	2	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
合 計	202	213	203	232	217	198	196	194	192	191	168	158	153	151	118
	135	124	65	101	69	16	24	65	48	85	114	101	81	73	77

3 今年度の取扱い(案)

昨年と同様に、これまでの課題に対応するために以下の条件を付けて、令和3年2月1日から10日までの10日間の特別採捕許可を発給し、引き続き資源及び漁業経営への影響を調査する。

(1) まき網漁業との調整問題への対応

これまで試験操業の実施にあたり、県漁協から「かえり以上のいわし類を採捕しないことを厳守すること」を条件に同意を得ていることから、要望者である小型船漁業協議会が県漁協から、試験操業の実施に係る同意書(書面)をとることを条件とする。

(2) アユ稚魚の保護対策

5河川の河口域に設定した禁止区域を平成19年に拡大(距岸2km×延長4km:別紙参照)して以降アユ稚魚の混獲は減少したが、平成26年に多く混獲された漁場もあることから、現在の禁止区域がアユ稚魚の保護に効果があるか引き続き検証を行う。

(3) イシカワシラウオの保護対策

イシカワシラウオの主な産卵場は河口域であることから、引き続き産卵親魚保護のため、5河川の河口域(距岸2km×延長4km:別紙参照)を禁止区域として、試験操業の資源への影響や保護対策について検討する。

(4) 漁獲物混獲調査に伴う漁獲物の提供

アユ稚魚等の混獲状況を確認するため、試験操業を行う漁船から漁獲物の一部をサンプル採取して混獲状況を調査する。サンプル採取に際しては漁協が無償で協力することとする。

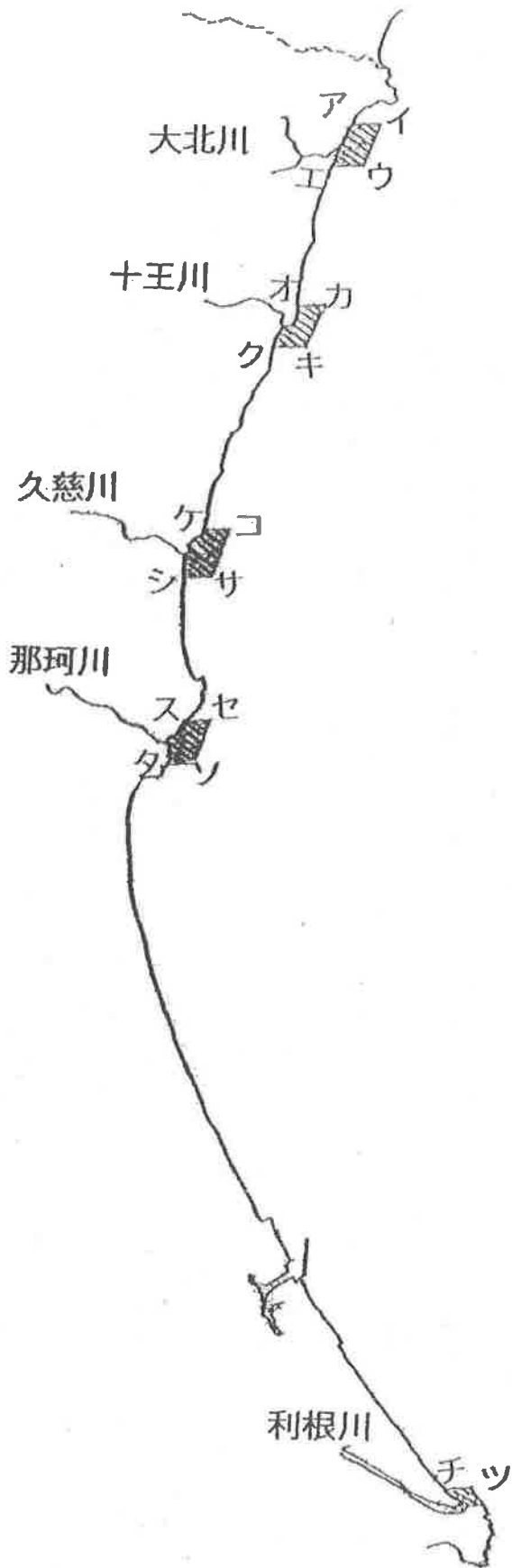
(5) 漁獲実績報告書の提出

試験操業が漁業経営の改善に寄与しているか、禁止区域の設定がアユ稚魚等の保護に有効であるか等を検証するため、水揚げ金額および漁場位置を含めた漁獲実績報告書の提出を条件とする。

(6) その他

放射性物質検査のためのサンプリングについては、別途特別採捕許可等に対応する。

しらすひき網漁業特別採捕許可における操業禁止区域図



禁止区域位置表示

河川名	禁止区域	表示点	緯度	経度
大北川	ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域	ア	36° 48' 41"	140° 45' 52"
		イ	36° 48' 41"	140° 47' 13"
		ウ	36° 46' 43"	140° 46' 05"
		エ	36° 46' 43"	140° 44' 44"
十王川	オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域	オ	36° 40' 18"	140° 42' 52"
		カ	36° 40' 18"	140° 44' 12"
		キ	36° 38' 26"	140° 42' 52"
		ク	36° 38' 26"	140° 41' 32"
久慈川	ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域	ケ	36° 29' 53"	140° 37' 37"
		コ	36° 29' 53"	140° 38' 58"
		サ	36° 27' 53"	140° 38' 00"
		シ	36° 27' 53"	140° 36' 40"
那珂川	ス、セ、ソ及びタの各点を順次に結んだ線と最大高潮海岸線とに囲まれた区域	ス	36° 21' 02"	140° 36' 30"
		セ	36° 21' 02"	140° 37' 50"
		ソ	36° 19' 07"	140° 36' 50"
		タ	36° 19' 07"	140° 35' 30"
利根川	チとツを結んだ線の以南であってツから真方位131°線以西区域のうち茨城県海面	チ	35° 45' 14"	140° 49' 53"
		ツ	35° 45' 14"	140° 51' 12"

しらすひき網漁業操業禁止期間の見直しに関する要望書

本県水産業の振興につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の沿岸漁業を取り巻く環境は、資源状況の悪化や漁業就業者の減少、高齢化の進行等、大変厳しい状況が続いております。

また、十年という年月の経過により次第に減少しつつあった、福島原子力発電所事故による県産水産物への風評被害についても、アルプス処理水の海洋放出という国の方針が打ち出されたことにより、より一層の困難が予想される状況となりました。

これらに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行も未だ収束の気配が見えず、本県沿岸漁業はかつてない難局に直面しております。

こうしたなか、我々小型船漁業者は、浜プランの実践等を通じて漁業所得の向上に取り組むとともに、種々の漁業種類を組み合わせることで経営を維持しておりますが、中でも機船船びき網漁業の内、特にしらすひき網漁業への依存度が高く、経営上極めて重要な漁業になっております。

こうした状況下において、本県のしらすひき網漁業は、茨城県海面漁業調整規則により、毎年一月一日から二月十日までの間が

操業禁止期間に定められているため、長年に亘り隣接する福島県漁業者の操業を認識しつつ、休漁もしくは採算性の悪い漁業を行ってきたのが実態であり、我々小型船漁業者にとって、この約四十日間の操業禁止期間は漁業経営を維持する上で無視できないものになっております。

つきましては、現行のしらすひき網漁業の操業禁止期間を一月一日から一月三十一日までに改正していただきたくお願い申し上げます。

本来であれば、福島県と同様の周年操業に改正していただきたいところではありますが、資源保護の観点から操業禁止期間の短縮についてお願いするものであります。

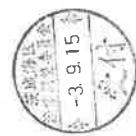
当協議会といたしましては、今後とも本県水産業の振興と水産資源の持続的利用に努めて参る所存でありますので、本要望について特段のご配慮を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和三年九月十三日

茨城県農林水産部漁政課長 殿

茨城県小型船漁業協議会

会長 飯田晃司



しらすひき網漁業操業禁止期間の見直しに関する要望書

本県水産業の振興につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の沿岸漁業を取り巻く環境は、資源状況の悪化や漁業就業者の減少、高齢化の進行等、大変厳しい状況が続いております。

また、十年という年月の経過により次第に減少しつつあった、福島原子力発電所事故による県産水産物への風評被害についても、アルプス処理水の海洋放出という国の方針が打ち出されたことにより、より一層の困難が予想される状況となりました。

これらに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行も未だ収束の気配が見えず、本県沿岸漁業はかつてない難局に直面しております。

こうしたなか、我々小型船漁業者は、浜プランの実践等を通じて漁業所得の向上に取り組むとともに、種々の漁業種類を組み合わせることで経営を維持しておりますが、中でも機船船びき網漁業の内、特にしらすひき網漁業への依存度が高く、経営上極めて重要な漁業となっております。

こうした状況下において、本県のしらすひき網漁業は、茨城県海面漁業調整規則により、毎年一月一日から二月十日までの間が

操業禁止期間に定められているため、長年に亘り隣接する福島県漁業者の操業を認識しつつ、休漁もしくは採算性の悪い漁業を行ってきたのが実態であり、我々小型船漁業者にとって、この約四十日間の操業禁止期間は漁業経営を維持する上で無視できないものとなっております。

つきましては、現行のしらすひき網漁業の操業禁止期間を一月一日から一月三十一日までに改正していただきたくお願い申し上げます。

本来であれば、福島県と同様の周年操業に改正していただいたところではありますが、資源保護の観点から操業禁止期間の短縮についてお願いするものであります。

当協議会といたしましては、今後とも本県水産業の振興と水産資源の持続的利用に努めて参る所存でありますので、本要望について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和三年九月十三日

茨城海区漁業調整委員会 会長 殿

茨城県小型船漁業協議会
会長 飯田 晃司

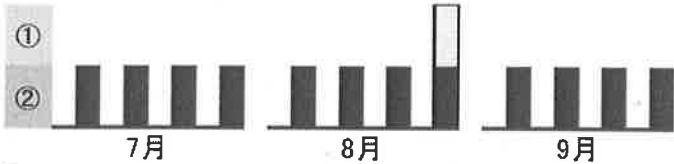
現行のカジキ釣り大会

【経緯】

H18～ 特別採捕許可で実施(1～2日)
 H25～ 9月の土日祝にも開催(11日)
 H26～ 7～8月の土日祝も開催(約30日)
 なお、R2ビルフィッシュ中止、R3はすべて中止

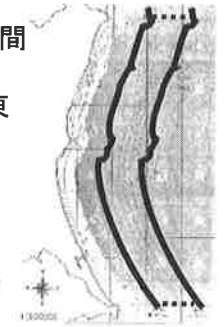
【開催日】

①ビルフィッシュトーナメント 8月最終週土日(2日間)
 ②ビッグ1カーニバル 7～9月の土日祝日(約30日、①含む)



【海域】

東西: 距岸10～20マイルの間
 南北: 茨城県海面(許可)
 平潟正東～波崎正東
 (大会ルール)



規則等遵守の徹底
 H30～ 誓約書など徴取

地域振興課

- ひたちなか大洗リゾート構想の推進
- そのうちの1つの柱としてカジキ釣り大会による地域振興
- 日本初の外国人が参加できる大会へ

カジキ釣り大会
 ルールの強化

漁政課

- 漁業秩序の維持、漁業と遊漁の調和
- 操業の支障とならない大会運営
- 漁業法令違反の抑制

漁業者からの意見聞き取り・大会制度への反映(7～11月)

【水産庁意見】

- ・ 漁業調整上の不安がないよう、しっかりした制度設計を。
- ・ 外国人の参加については漁業関連法令の改正等で対応可能。

【水産庁意見】

- ・ 特別採捕許可から、漁業調整規則の改正による委員会承認制へ移行すること(他県での先行事例あり)。
- ・ 「ひき縄釣りの全面解禁」との誤解が発生しないように広報を。

11月委員会

大会制度の設計・規則改正の概要

パブリック
 コメント

12月委員会

調整規則の改正(諮問)

隣県調整
 国認可申請

2・5月委員会

ひき縄釣りの委員会承認制への移行

(海面利用協議会へ諮問・答申)

海面利用
 協議会

6月委員会

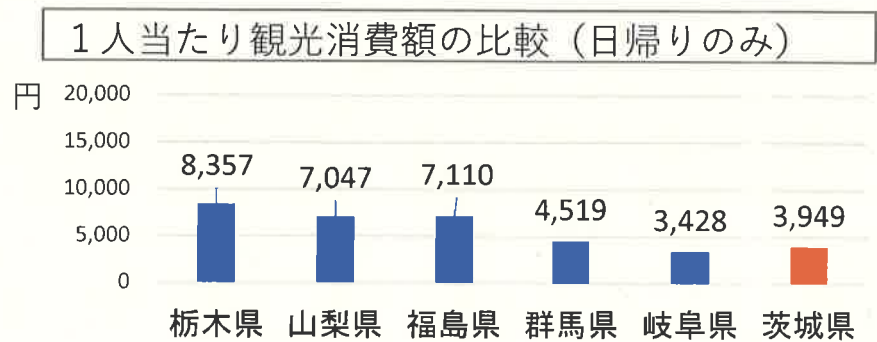
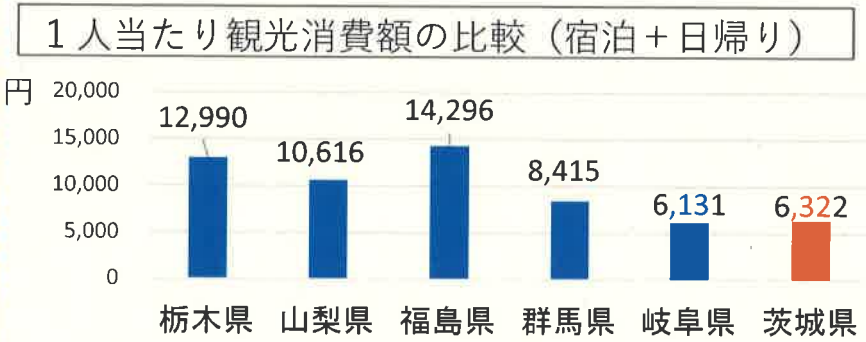
ひき縄釣りにかかる申請(委員会承認)

令和4年夏から 新たな制度による大会開催

カジキ釣り大会への外国人参加及びルール強化について

本県の抱える課題

◆ 他県と比較して、1人当たりの観光消費額が低い。



出典：観光庁「共通基準による観光入込客統計（H30年）」

ひたちなか大洗リゾート構想の推進

- ◆ 2019年3月、県で『ひたちなか大洗リゾート構想』を策定、関係者間で連携して推進
- ◆ 周遊の促進や新たなターゲットの発掘等に取り組み、観光消費額向上を図る
 - ①新たな顧客層の開拓や既存客の消費喚起
⇒カジキ釣りによる地域活性化の検討 等
 - ②ひたちなか大洗エリアの一体的なブランディング
 - ③交通サービスの利便性向上



当該エリアを拠点にして、県内他地域への誘客促進などの波及効果も期待

カジキ釣り大会への外国人参加及びルール強化について

◆ 取組が目指す姿

- ・ カジキ釣り大会やイベント等を通じた観光消費額の向上、国内外への情報発信・PR
- ・ 釣り大会のルール強化や遵守の徹底等による安全で秩序ある海上運営

◆ 統制の取れたカジキ釣り大会に向けて（案）

安全で秩序
ある海上運営

大会のルール強化

- ・ 位置情報を確認できる機器等でリアルタイム監視し、注意喚起
- ・ 違反者へのペナルティの厳格化
- ・ 大会運営に行政など第三者も関与



カジキ釣り大会
の許可（承認）
制度の見直し
【漁業調整規則改正】

◆ カジキによる地域振興に向けた取組（案）

- ・ ビルフィッシュトーナメントへの外国人の参加（日本人船長・日本船籍のチャーター船を想定）
- ・ イベント（海の感謝祭）の充実（幅広い層に訴求するイベントに昇華）
- ・ 大会参加者等の地域での消費促進（地域内周遊や県内誘客の促進 等）
- ・ イベント時以外の地域資源化（食・釣り体験等のサービス化 等）



統制の取れたカジキ釣り大会に向けて(案)

安全で秩序ある海上運営（ルールの強化・徹底）

項目	内容
ルールの徹底	<ul style="list-style-type: none">■ルールの周知・徹底（キャプテン会議、チラシ等） ⇒マリーナ運営者・行政からも周知■特に漁船からの距離3マイル確保は一層の徹底を周知■大会参加艇が判別できる旗を作成し、掲示を徹底■開催週ごとに参加艇を把握し、漁協を通じて事前に周知
漁船との距離の確保、 採捕海域の遵守	<ul style="list-style-type: none">■AIS設置の義務化 ⇒参加艇の位置をリアルタイムで把握 ⇒大会運営側（行政等の第三者も含む）で監視■航跡図（GPSから出力又は画面の写真）の提出義務化 ⇒採捕海域逸脱が無いことを客観的に確認■大会当日の洋上トラブル対応のため通報先を設け関係者で対処
ルール違反のペナルティ	<ul style="list-style-type: none">■採捕海域逸脱等のルール違反に対するペナルティの厳格化 ⇒大会中のルール違反には注意・警告し、従わない場合は失格 ⇒失格の場合は、加えて、翌年大会出場不可■大会外において漁業調整規則違反等により検挙された者は、 3年間大会参加禁止

統制の取れたカジキ釣り大会に向けて(案)

カジキ釣り大会の許可（承認）制度の見直し

◆ 許可（承認）制度の見直しのための漁業調整規則の改正（⇒委員会承認制度に移行）

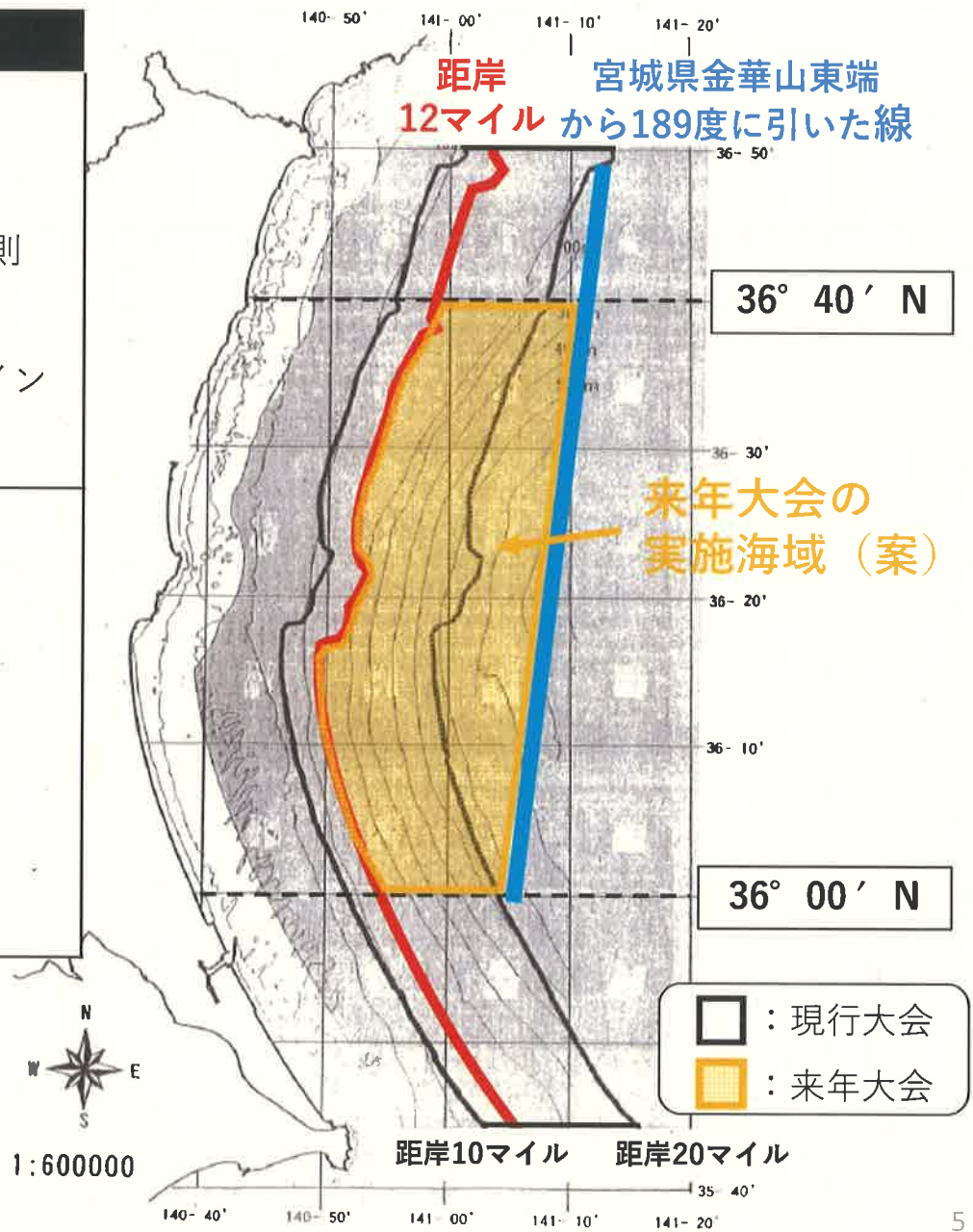
- ・現在のカジキ釣り大会は、漁業調整規則に基づき「試験研究」を目的とした特別採捕許可で実施
- ・今後、外国人参加等の大会へ発展させるにあたっては、大会内容に即した許可（承認）制度とするよう国から意見があり、調整規則を改正し委員会承認制に移行するもの
- ・調整規則を改正した場合でも、漁業調整委員会の承認を受けたカジキ釣り大会に限定して認める方針であるため、遊漁者のトローリングを全面解禁するものではない

◆ 外国人参加に向けた国との協議（実現時期：R4年夏を目指しています）

- ・外国人は法律により日本の領海や排他的経済水域等ではトローリングができないが、地域振興を目的に限定的に可能となるよう国と協議中（排他的経済水域（12海里以遠）で可能となるよう国省令改正の方向）
- ・外国人参加は国承認であり、隣県と漁業調整の問題がない海域とするよう意見あり（隣県入会海域を除外）

来年大会の実施海域(案)

	現行大会	来年大会(案)
東西	西：10マイル 東：20マイル	西：12マイル 東：船舶安全法施行規則 における 「沿海区域」のライン
南北	茨城県海面	北：36° 40' N 南：36° 00' N



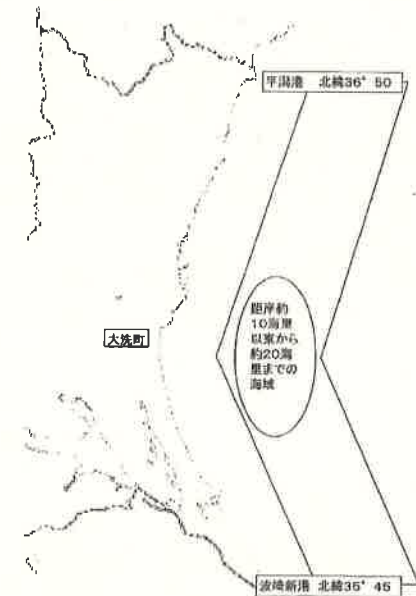
<参考> 現行大会の概要

◆ 茨城ビルフィッシュトーナメントin大洗 ※R2年・R3年は中止

- ・主催：いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク
- ・期間：8月最終土日の2日間（金曜日に前夜祭）
- ・エリア：茨城県海面 距岸10海里から20海里までの間（概ね水深100～500m）
- ・参加隻数：約50隻（過去最多は87隻）
- ・開催許可：県からの特別採捕許可を得て実施
- ・内容：大洗港を出入港し採捕エリア内でのカジキ類のタグ&リリースや最大魚の釣果などを競う
- ・時間帯：1日目 6:00から乗船、6:30スタートフィッシング、15:00ストップフィッシング、17:30までに帰着申告
2日目 6:00から乗船、6:30スタートフィッシング、14:00ストップフィッシング、16:30までに帰着申告

◆ 大洗カジキBIG1カーニバル ※R3年は中止

- ・主催：いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク
- ・期間：7月～9月の土日祝日
- ・エリア：茨城県海面 距岸10海里から20海里までの間（概ね水深100～500m）
- ・参加隻数：多い日で約20隻（R2年は多い日で約10隻）
- ・開催許可：県からの特別採捕許可を得て実施
- ・内容：採捕エリア内でのカジキ類のタグ&リリースや最大魚の釣果などを競う
- ・時間帯：6:30スタートフィッシング、15:00ストップフィッシング



カジキトロリング大会外国人参加に係る漁業者との調整状況及び規則改正（案）の概要

令和3年11月16日
茨城県農林水産部漁政課

カジキトロリング大会への外国人参加に関し、新しい大会制度の計画（案）について漁業者と調整を行ってきた。概ね、漁業者との調整が図られたことから、漁業調整規則の改正と併せ、遊漁者によるトロリング大会を、海区委員会で承認される制限下により開催可能とする仕組みへ移行することとしたい。

1. 漁業者との調整状況

業 態	海域・時期の重複	計画（案）の調整結果
沿岸小型船漁業	海域：主力のシラス船びき網と重複しない。ただしマリーナ付近の海域は輻輳する。 時期：周年操業のため重複する。	沿岸10漁協で説明し、了承。 県域団体である小型船協議会で説明予定（12月）。
	沖合かご 海域・時期：重複する。 はえなわ 海域：一部重複する、 時期：重複の可能性は低い。	沖合かご、はえなわ漁業者に説明し、了承。
底びき網 沖合底びき 小型底びき	海域：重複する。 時期：7～8月は重複しない（禁漁）が、9月は重複する。	所属船を有する6漁協、県域団体である茨城県底びき網協議会で説明し、了承。
大中型まき網	海域：一部重なるが、夜間操業であるため重複しない。 時期：7～9月は茨城地先での操業が少なく重複の可能性は低い。	全船団が所属する茨城県旋網漁業協同組合の組合長等に説明し、了承。

2. 茨城県海面漁業調整規則の改正（案）、委員会指示による制限について

(1) 茨城県海面漁業調整規則の改正

遊漁者の漁具漁法の制限（第41条第1項）において、現在は制限されているひき縄釣りを、制限対象外の漁法として記載する（第6号として追加）。

遊漁者等の漁具漁法の制限

第41条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。）
- (2) たも網及び叉手網
- (3) 投網（船を使用しないものに限る。）
- (4) やす及びはし（幅20センチメートル未満、爪の長さ5センチメートル未満、柄の長さ50センチメートル未満のものであって、網をつけないものに限る。）
- (5) 徒手採捕
- (6) ひき縄釣り <新設>

(2) 漁業調整委員会指示による制限

漁業調整規則の改正と併せ、漁業調整委員会指示を発動することにより、海区委員会で承認される制限下において開催されるイベント以外は、遊漁者によるひき縄釣りを禁止することとする。委員会指示の概要は以下のとおり。

- ① ひき縄釣りにより水産動物を採捕するためには、委員会の承認が必要であること（漁業、試験研究を除く）
- ② 採捕を行ってよい期間は7～9月の3ヶ月間※、かつ、日の出から日の入りまでとすること（※現行大会を移行する場合）
- ③ ひき縄釣りを行ってよい海域は、調整委員会が指定する海域とすること
- ④ 魚種はカジキ類に限る※こと（※同上）
- ⑤ 次の条件を全て満たすイベントであること
 - ・水産資源の保護・漁業調整上重大な支障が生じる恐れがないこと
 - ・地元団体が主催又は共催するイベントであること
 - ・茨城県に所在する漁港等を根拠地として行うイベントであること
 - ・予定海域を利用する関係漁協の同意を得ていること
 - ・主催者がイベント実施にあたり、法令遵守に係る誓約を行うこと

3. 今後のスケジュール

時期	調整先	内容
令和3年11月	茨城海区漁業調整委員会	大会制度の改正について説明 (地域振興課)
令和3年11月	県民	漁業調整規則の改正に係るパブリック コメントの実施
令和3年12月	小型船漁業協議会常任委員会	大会制度の改正について説明 (地域振興課)
令和3年12月	茨城海区漁業調整委員会	漁業調整規則の改正について諮問
令和3年12月	隣県(福島県、千葉県)	大会制度改正(海域)について協議 (地域振興課)
令和4年1月	水産庁	調整規則の改正について認可申請
令和4年2～3月		改正規則認可後、県報公示
令和4年2～5月	茨城海区漁業調整委員会 海面利用協議会	ひき縄釣りの委員会承認制について 審議・諮問 (ひき縄釣り承認制度の設定)
令和4年5～6月	漁業者、漁協、漁業団体	令和4年度大会実施計画の説明※1 (地域振興課)
令和4年6月		改正規則施行 ひき縄釣り承認制度施行
令和4年6月	茨城海区漁業調整委員会	ひき縄釣りの承認(※1終了後)

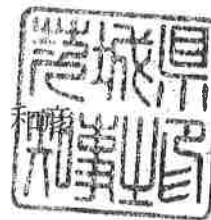


資料No 5-1

漁 第 7 9 6 号
令和 3 年 11 月 15 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県知事 大井川



令和 2 年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第 90 条第 1 項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、適切かつ有効に活用していることが確認されましたことを報告します。



漁業権にかかる資源管理状況等の報告について

令和 3 年 11 月 16 日
茨城県農林水産部漁政課

1. 資源管理状況等の義務化

- ・ 令和 2 年 12 月 1 日に改正施行となった漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（昭和 25 年農林省令第 16 号）第 28 条第 1 項において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を 1 年に 1 回以上、知事に報告することが義務付けられた。
- ・ また、漁業法第 90 条第 2 項及び漁業法施行規則第 28 条第 3 項において、知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられた。

2. 報告方法

- ・ 令和 3 年 3 月 12 日付け漁第 1201 号「漁業権に係る資源管理状況等の報告について（通知）」にて県内の漁業権を免許されている全漁業権者へ通知。
 - ・ 対象期間 令和 2 年 1 2 月又は令和 2 年 1 月から 1 2 月まで、もしくは令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間
 - ・ 報告期限 総会終了後 1 ヶ月以内
 - ・ 報告方法 規定の様式による
 - ・ 報告内容 主に以下の項目について報告
 - （1）資源管理に関する取組の実施状況
 - ①漁業関係法令の遵守状況
 - ②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況
 - ③資源の増殖に関する取組の実施状況
 - ④その他の取組
 - （2）漁獲量その他の漁場活用状況
- ※漁獲可能量管理（TAC）システムによる報告に替えることが出来る。

3. 報告結果について

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

- 各漁場とも行使者（組合員）に対して、漁業法、県漁業調整規則等の漁業関係法令について、指導が行われ、遵守された。

②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況

- 第1種共同漁業権漁場（茨共第1、3～13、15、16号）においては、漁業権行使規則等に基づきあわび、いせえびなどの資源に対し、全長（殻長、甲長）、操業期間、漁獲量等の制限がなされたほか、茨共第15号漁場においては、はまぐり殻長制限、漁獲船舶のトン数制限、操業隻数制限などが行われた。
- 第2種共同漁業権漁場（茨共第16号、17号）においては、ひらめの全長制限などが行われた。
- 定置漁業権漁場（茨定第1号）においては、ひらめの全長制限のほか、くろまぐろの混獲回避に関する取組が実施された。

③資源の増殖に関する取組の実施状況

- 第1種共同漁業権漁場（茨共第1、3、5～13、15、16号）においては、あわび種苗放流（令和2年度放流数249千個）やうにやはまぐり稚貝の移植放流が行われた。茨共第4号漁場においては、海象や市況等を勘案し、漁場を1年間休漁とし、資源保護に取り組んだ。
- 第2種共同漁業権漁場（茨共第16号、17号）においては、ひらめ稚魚の放流（252千尾）※が行われた。
- 定置漁業権漁場（茨定第1号）においては、ひらめ稚魚の放流（12.8千尾）※が行われた。

※ 県全体としては、ひらめ稚魚680千尾の種苗放流。

④その他の取組

- 日常的に陸上や海上からの密漁監視を行った。
- 地元児童に対し、水産教室を開催やひらめ種苗放流の体験などを実施し、地元水産業への理解を深める活動を行った（茨共第11、12号、茨定第1号）。

(2) 漁獲量その他の漁場活用状況

- 主に漁獲可能量管理（TAC）システムにより、適切な報告が行われた。

参考表：漁業権漁場毎の漁場活用状況

漁業種類	漁場番号	漁業権者（漁協）	行使者数	延べ日数	漁獲量	備考
第1種 共同	茨共第1号	平潟	98人	208日	3.4 ^ト	うに、あわび、かき等
	茨共第3号	大津	88人	335日	7.6 ^ト	いせえび、うに、なまこ等
	茨共第4号	大津、川尻	131人	0日	0.0 ^ト	資源保護等のため休漁
	茨共第5号	川尻	43人	46日	3.9 ^ト	いせえび、あわび等
	茨共第6号	久慈町	26人	33日	0.6 ^ト	いせえび、あわび等
	茨共第7号	久慈町	20人	182日	1.8 ^ト	いせえび、あわび等
	茨共第8号	久慈町、丸小	24人	20日	1.2 ^ト	いせえび、うに等
	茨共第9号	丸小	4人	22日	1.8 ^ト	いせえび、うに等
	茨共第10号	久慈町、丸小	71人	48日	2.7 ^ト	いせえび、あわび等
	茨共第11号	久慈町、丸小、磯崎	115人	7日	0.3 ^ト	かき等
	茨共第12号	磯崎	36人	0日	0.0 ^ト	12月単月報告につき操業なし
	茨共第13号	那珂湊	71人	0日	0.0 ^ト	12月単月報告につき操業なし
	茨共第15号	大洗町、鹿島灘、はさき	389人	984日	294.9 ^ト	はまぐり等
	茨共第16号	大洗町、鹿島灘、はさき	389人	1,451日	129.2 ^ト	まだこ
第2種 共同	茨共第16号	大洗町、鹿島灘、はさき	169人	756日	50.4 ^ト	雑魚建網
	茨共第17号	大洗町、鹿島灘、はさき、銚子市	95人	424日	24.2 ^ト	雑魚建網
定置	茨定第1号	久慈町	-	154日	422.9 ^ト	大型定置網

※報告期間： 令和2年1月から令和2年12月
令和2年4月から令和3年3月
令和2年12月のみ

…平潟、川尻、丸小、大洗町漁協
…大津、鹿島灘、はさき漁協
…磯崎、那珂湊漁協

(3) その他

- 茨共第17号漁業権漁場のうち、千葉県銚子市漁協における資源管理状況報告については、令和3年10月4日付け水産第1026号により、千葉県知事より茨城県知事あてに漁場を適切かつ有効に活用していると判断される旨、報告がされた。

<参考> 関係法令等

漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権の種類及び免許番号
- (2) 報告の対象となる期間
- (3) 資源管理に関する取組の実施状況
- (4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- (5) 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- (6) その他必要な事項

3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上行うものとする。

海面利用制度等に関するガイドライン

第 4 漁業権

2 資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げられるものが考えられる。

(1) 資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組

の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあつては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

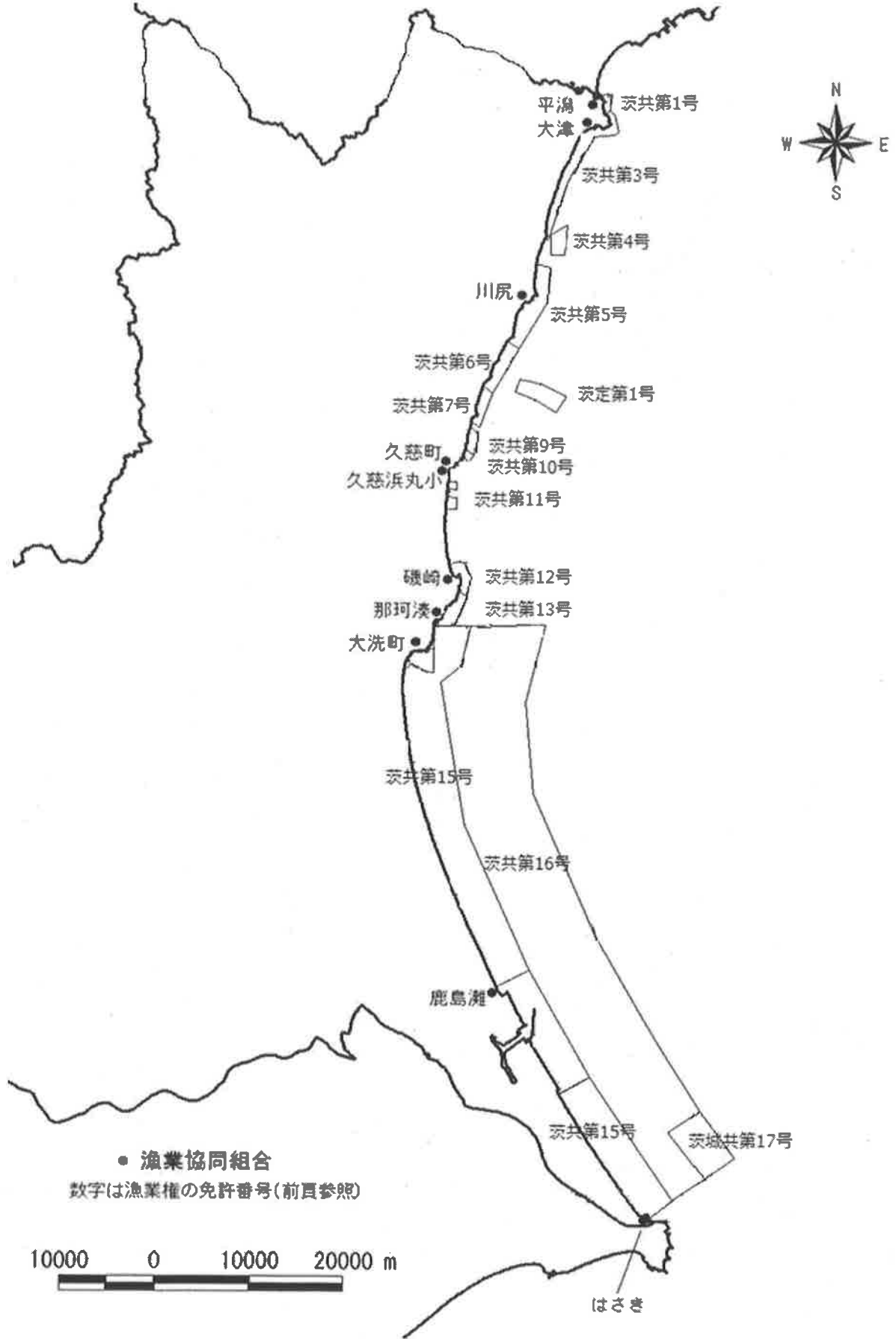
- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

- (3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

茨城海区における漁業権漁場図



茨城海区における漁業権免許漁場の概要

1. 公示番号	茨共第1号	茨共第3号	茨共第4号	茨共第5号	茨共第6号	茨共第7号	茨共第8号	茨共第9号	茨共第10号	茨共第11号	茨共第12号	茨共第13号	茨共第15号	茨共第16号	茨共第17号	茨定第1号		
2. 漁業権者	平潟漁協	大津漁協	大津、川尻漁協	川尻漁協	久慈町漁協	久慈町漁協	久慈町、久慈浜丸小漁協	久慈浜丸小漁協	久慈町、久慈浜丸小漁協	久慈町、久慈浜丸小、磯崎漁協	磯崎漁協	那珂湊漁協	大洗町、鹿島灘、はさき漁協	大洗町、鹿島灘、はさき漁協	那珂湊、大洗町、鹿島灘、はさき、千葉県銚子市漁協	久慈町漁協		
3. 免許日	平成25年8月29日																	
4. 存続期間	平成25年9月1日から令和5年8月31日まで																	
5. 免許の内容たるべき事項	(1) 漁業種類等 ア 漁業種類																	
	イ 漁業の名称		第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業
		いせえび	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		うに	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		なまこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		ほや	○	○	○								○	○				
		えむし		○		○												
		たこ														○		
		あわび	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		さざえ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		かき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		いかい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		はまぐり		○														
		こたまがい		○		○												
		うばがい		○														
		あかがい																
		あさり						○					○	○				
		ながらみ											○	○				
		わかめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		あらめ・かじめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		ひじき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		いわのり		○		○							○	○				
		あおさ		○		○							○	○				
		まつも		○		○		○					○	○				
		ふのり		○		○							○	○				
		てんぐさ		○									○	○				
		つのまた類				○							○	○				
		おごり											○	○				
		雑魚建網														○	○	
		ぶり定置網																○
ウ 漁業時期		1月1日から12月31日まで														12月1日から翌年9月30日まで	1月1日から12月31日まで	
(2) 漁場の位置		北茨城市平潟町地先	北茨城市大津町、関南町、磯原町及び中郷町並びに高萩市高戸	高萩市高戸地先	日立市十王町から滑川町に至る地先	日立市滑川町、宮田町及び会瀬町地先	日立市河原町地先	日立市東金沢町地先	日立市東大沼町及び水木町地先	日立市久慈町地先	那珂郡東海村地先	ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町	ひたちなか市のうち旧那珂湊町一円及び平磯町	東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先	東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先	神栖市地先	日立市地先	
6. 関係地区		北茨城市平潟町及び関本町関本中	北茨城市大津町、関南町、中郷町及び磯原町並びに高萩市高戸	北茨城市大津町、関南町、中郷町及び磯原町並びに高萩市高戸並びに日立市川尻町、折笠町、折笠町、小高町、相田町、田尻町及び十王町伊師	日立市川尻町、折笠町、小高町、相田町、田尻町及び十王町伊師	日立市滑川町、東滑川町、本宮町、高鈴町、東旭町、相賀町、幸町及び会瀬町	日立市河原町、東金沢町及び東多賀町	日立市河原町、東多賀町、東金沢町及び水木町	日立市水木町	日立市大みか町及び久慈町	日立市水木町、大みか町及び久慈町並びにひたちなか市磯崎町及び阿字ヶ浦町	ひたちなか市磯崎町及び阿字ヶ浦町	ひたちなか市のうち旧那珂湊町一円、平磯遠原町及び平磯町	東茨城郡大洗町、鉦田市、鹿嶋市及び神栖市	東茨城郡大洗町、鉦田市、鹿嶋市及び神栖市	ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊町、東茨城郡大洗町、鉦田市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市	日立市	

資源管理の状況等の報告

漁業協同組合

報告対象期間:令和 年 月～ 月

第1種共同漁業権(茨(内)共第 号)

1 資源管理に関する取組の実施状況					
漁業関係法令の遵守状況					
採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況					
資源の増殖に関する取組の実施状況					
その他の取組					
2 漁獲量その他の漁場の活用状況					
漁業の名称	組合員行使権者数(人)	延べ操業日数(人・日)	漁獲量(トン)	漁獲金額(千円)	備考
漁業					
漁業					
漁業					
.....					

<記載例>

資源管理の状況等の報告

●●漁業協同組合

報告対象期間:令和3年1月～12月

第1種共同漁業権(茨共第●号)

1 資源管理に関する取組の実施状況					
漁業関係法令の遵守状況	組合員に指導を行い、漁業法や県漁業調整規則等の漁業関係法令を遵守した。など				
採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況	漁具制限(あわび、いせえび)、全長等制限(あわび、いせえび、はまぐり、こたまがい、うばがい)、操業期間(あわび、いせえび、はまぐり、こたまがい、うばがい)、はまぐり漁業輪番操業を実施した。など				
資源の増殖に関する取組の実施状況	あわび種苗放流(●cm ●千個)、はまぐり移植放流(●～●cm ●個)を実施した。など				
その他の取組	●●による他漁業との調整、陸上における密漁監視(●回)、漁港をきれいにする会事業等による港内の清掃・漁具整理、県主催あわび担当者会議の参加に取組んだ。など				
2 漁獲量その他の漁場の活用状況					
漁業の名称	組合員行使権者数(人)	延べ操業日数(人・日)	漁獲量(トン)	漁獲金額(千円)	備考
いせえび漁業	●	●	—	—	漁獲量等は漁獲管理情報処理システムにより別途報告済
うに漁業	●	●	—	—	
なまこ漁業	●	●	—	—	
あわび漁業	●	●	—	—	
かき漁業	●	●	●	●	
はまぐり漁業	●	●	—	—	漁獲量等は漁獲管理情報処理システムにより別途報告済
こたまがい漁業					
うばがい漁業					
わかめ、あらめ・かじめ漁業	●	●	●	●	
その他漁業	—	—	—	—	操業なし

資料No.6

3 全漁調連第 25 号
令和 3 年 9 月 13 日

各海区漁業調整委員会会長 様

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 鈴木 精



令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について

令和 3 年 7 月 12 日付けで関係省庁に提出した要望について、回答をとりまとめましたので送付します。

複数の海区がある道県については、代表海区にのみ送付していますので、各海区に配布していただきますようお願いいたします。

全国海区漁業調整委員会連合会事務局

事務局長 花井 孝之

事務局員 池谷、松浦、永倉

(静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課)

TEL 054-221-2738 FAX 054-221-3288

E-mail: suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp



要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
 - 1 海区漁業調整委員会制度の堅持
 - 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保
 - 3 新たな漁業関係法令の改正について
 - 4 【新規】改正漁業法施行後の事務の円滑化について
 - 5 【新規】水産政策の改革について

- II 沿岸漁場の秩序維持について
 - 1 違法操業の取締強化等
 - 2 「密漁もの」の流通防止

- III 太平洋クロマグロ資源管理について
 - 1 クロマグロ資源の適正利用
 - 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置
 - 3 遊漁者等の操業自粛措置

- IV 沿岸資源の適正な利用について
 - 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整
 - 2 マサバ太平洋系群の適正利用
 - 3 カツオ資源の適正利用
 - 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用
 - 5 沖合漁業の操業秩序の確立
 - 6 沿海地区における発電事業への対応について

- V 外国漁船問題等について
 - 1 排他的経済水域の境界の画定
 - 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理
 - 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保
 - 4 被害の救済

- VI 海洋性レジャーとの調整等について
 - 1 遊漁と漁業の調整
 - 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止
 - 3 ミニボートによる危険行為の防止

令和3年度要望結果

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

今回の漁業法施行により、海区漁業調整委員会の機能の拡大も求められる中、その運用には国や都道府県、漁協等とも連携し万全を期して取り組むとともに、今後とも漁業調整機構の運用により水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという漁業法の目的のもと、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

項 目	結 果										
<p>1 海区漁業調整委員会制度の堅持</p> <p>海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。</p> <p>今般の漁業法等の改正においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。</p>										
<p>2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</p> <p>海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。</p> <p>【参考】 漁業調整委員会等交付金 予算推移</p> <table border="0"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> </table>	平成29年度	181,302千円	平成30年度	181,302千円	平成31年度	181,302千円	令和2年度	181,302千円	令和3年度	181,302千円
平成29年度	181,302千円										
平成30年度	181,302千円										
平成31年度	181,302千円										
令和2年度	181,302千円										
令和3年度	181,302千円										

<p>3 新たな漁業関係法令の改正について</p> <p>令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されることになることから、その適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>新たな海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。</p> <p>また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会との連携を図ってまいりたい。</p>
<p>4【新規】改正漁業法施行後の事務の円滑化について</p> <p>改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。</p> <p>また、そのためのシステムの構築と運営方法の明確化を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>これまで、改正漁業法の円滑な運用のため、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。</p> <p>今後とも説明会の開催や動画の配信などにより周知を図るとともに、必要な指導・助言を行ってまいりたい。</p> <p>また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、関係者の負担が少しでも軽減されるよう、システムを構築しているところである。</p>
<p>5【新規】水産政策の改革について</p> <p>① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>これまで、改正漁業法を円滑に運用するため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、必要な意見交換を行ってきたところである。</p> <p>円滑な制度運用に向けては、都道府県の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。</p>
<p>5【新規】水産政策の改革について</p> <p>② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよ</p>	<p>【水産庁】</p> <p>これまで、漁業権の切替え時期においては、漁場計画の樹立や免許にあたっての留意事項等をまとめたうえで、地方自治法に基づく技術的助言を行ってきたところである。</p> <p>次の漁業権の切替えにあたっては、手続の円滑な実施のため、適切な時期において技術的助言を行う考えであると</p>

う、国は都道府県に対して早
めに技術的助言を行うなど
適切に指導・助言を行うこ
と。

ころ、切替えに向けた課題等があれば、都道府県の担当者
を通じて情報提供ありたい。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

項目	結果
<p>1 違法操業の取締強化等</p> <p>組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。</p> <p>現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部（漁業調整事務所）と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。</p> <p>今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、警察等の関係機関と連携するとともに、各管区海上保安本部・海上保安部署において、自治体や地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視取締りを行っております。</p> <p>今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。</p>

2 「密漁もの」の流通防止

市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。

また、違法漁獲物の流通防止のための規制の施行に向けて、関係者への周知を行うとともに、現場に過度の負担とならないよう必要な措置を講じること。

なお、シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

【水産庁】

沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、昨年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。

また、都道府県への交付金により、①悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催、②メディアの活用や看板設置等による普及啓発、③監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。

「密漁もの」の流通防止対策に関しては、平成21年2月に密漁水産物等の市場流通からの排除をはじめ、水産物の適正な流通が確保されるよう、総合食料局長及び水産庁長官の連名で都道府県知事、関係団体等に通知を行ったところである。

また、昨年12月には、違法に採捕された特定の水産動植物の流入防止等を目的とする「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（水産流通適正化法）が成立・公布され、2年以内に施行（令和4年12月施行予定）されることとなったところ。

制度の詳細については、本年5月より、若手漁業者や、学識経験者、生産・加工・流通団体などの実務関係者で構成される「水産流通適正化制度検討会議」において議論を行い、指定基準や対象魚種等についてとりまとめを行ったところ。今後、オンライン説明会、各都道府県への浜回り等を実施しながら、水産流通適正化制度が円滑に導入されるよう周知を行ってまいりたい。

また、令和2年度補正予算において、関係する漁協等が漁獲番号等を簡便・迅速に伝達することを可能とする電子システムの導入やシステム改修等の取組を支援することとしている。関係者の負担軽減に向けた必要な予算措置について、引き続きどのようなことができるか検討してまいりたい。

なお、シラスウナギの水産流通適正化法の適用については、知事許可漁業の導入を踏まえた流通実態の変化の状況も考慮する必要があることから、令和7年12月から適用することとしている。

今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。

【参考】密漁対策のための罰則強化の概要（令和2年12月1日施行）

（新設）特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪

懲役3年／罰金3,000万円

無許可漁業等の罪 懲役3年／罰金200万円

⇒ 懲役3年／罰金300万円

漁業権侵害の罪：罰金20万円

⇒ 罰金100万円

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて国の主導で平成27年から数量管理が導入され、平成30年からはTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

項目	結果
<p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等</p> <p>北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）への達成する確率を初めて100%としたことなどを踏まえ、WCPFCにおいて、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。</p> <p>また、平成30年7月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>7月27日から29日にかけて、太平洋クロマグロの管理に関する「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会」と「全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）」の合同作業部会が、ウェブ会議で開催された。</p> <p>その結果、①大型魚の漁獲枠の15%増、及び②「漁獲枠の17%を上限とした未利用分の繰越」の今後3年間延長については、コンセンサスが得られた。③一方、小型魚の増枠はコンセンサスが得られなかった。このほか、④「小型魚枠から大型魚枠への振替」について継続的な措置とするとともに、⑤今後3年間、小型魚枠の10%を上限として「1.46倍」換算して振り替えることが可能とする措置について、コンセンサスが得られた。</p> <p>今回の結果については、今後、WCPFC及びIATTCの各機関において合意されれば、正式な決定となる。11月下旬のWCPFC「年次会合」での正式な決定に向けて、関係国・地域に対して、引き続き働きかけを行ってまいりたい。</p> <p>また、増枠が決定される場合を想定し、沿岸漁業をはじめとする関係漁業者の意見を踏まえた上で、配分方法を検討してまいりたい。</p> <p>なお、広域漁業調整委員指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認については、原則として、継続承認と承継の申請以外は有効期間中の承認は認めてこなかったが、削減したため承認隻数がゼロとなり、漁業実態がなくなっている県が生じていること等を踏まえ、令和2年5月に下記の条件</p>

	<p>を満たす場合に我が国全体で 400 を上限として新規の申請を承認できるとしたところである。①申請者はくろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。②申請者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の配分量の遵守に支障がないこと。③当該都道府県における現承認者の数に申請者の数を加算しても、当該都道府県の旧被承認者の数を超過しないこと。</p>
<p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等</p> <p>漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。</p> <p>また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。</p> <p>なお、資源管理の推進にあたっては、魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内海等での来遊</p>	<p>【水産庁】</p> <p>2021 年漁期のクロマグロの漁獲枠の配分については、水産政策審議会くろまぐろ部会がとりまとめた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に従い、国の留保枠から配分したのものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015 年～2019 年の5か年の最大漁獲量まで、国の留保から追加配分を行っている。</p> <p>来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行ってまいり所存。</p> <p>なお、産卵親魚の漁獲規制については、「くろまぐろ部会」のとりまとめでも、①ISC（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。</p> <p>②そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。</p> <p>と示されているところである。</p> <p>一方で、「多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたい。</p>

<p>調査を行うこと。</p>	
<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等</p> <p>定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保などの仕組みを確立すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>2021年漁期（令和3管理年度）におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2019年の5か年の最大漁獲実績に応じて、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行った。</p> <p>また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。</p> <p>我が国の漁獲枠を守るためには管理の徹底が必要であり、効果的な管理方法について、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。</p>
<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設</p> <p>定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な再放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。</p> <p>また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安部との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。</p> <p>このほか、再放流等のための経営コスト増大について</p>	<p>【水産庁】</p> <p>平成29年度から太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を開始し、今年度も定置網漁業等における数量管理のための技術開発予算を措置するなど、定置網に入網したクロマグロを放流するための技術開発を進めているところである。</p> <p>また、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、平成31年当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。</p> <p>予算の執行においては、精算に必要な書類が提出された後、可能な範囲で迅速に手続きを行ってきており、今後とも早期の支払いに努めてまいりたい。また、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。</p>

<p>は、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。</p>	
<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等</p> <p>数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。</p> <p>漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁業収入安定対策事業においては、太平洋クロマグロについて、積立ぶらすの払戻判定金額が下がらないよう特例措置（下げ止め）を実施しており、その対象については、平成30年6月以降、20トン未満漁船の漁船漁業にも拡大されたところ。</p> <p>一方、漁獲・放流実績のない漁業者に対しても同措置が適用されている事例が多く見受けられたことから、真に資源管理措置の影響を受ける漁業者に対する措置となるよう、令和2年度より漁獲・放流実績等のある漁業者に限り適用する運用改善を図ったところ。今後ともWCPFCにおける議論や資源管理への取組状況等を踏まえて同措置の適切な実施に努めてまいりたい。</p> <p>また、同事業においては、平成23年以降、漁業共済の掛金について、漁業災害補償法に基づく法定補助を除く自己負担分の2分の1を追加補助しているところ。</p> <p>さらに、漁業収入安定対策の法制化については、改正漁業法の附則に基づき、漁業災害補償制度の在り方を含めて見直しを行う中で検討を進めていくとともに、令和4年度予算要求においても同事業の実施に必要な予算を要求していく考え。</p> <p>産地魚市場や水産加工業者の中小企業者においては、一時的に売上高や利益が減少した事業者に対して中小企業庁のセーフティーネット保証により資金繰りの支援を受けられることとなっているため、積極的にご活用いただきたい。</p> <p>また、水産加工業者については、クロマグロから新たな加工原料に転換する場合、サイズ選別やパッキング等を自動的に行う機器整備等に対する支援を行っているところ。</p>
<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>④ 漁獲状況を把握するシステム構築</p> <p>漁獲報告について現場での</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁獲報告については、漁協や産地市場から産地市場情報を電子的に収集する体制を構築するとともに、大臣許可漁業における漁獲報告の電子化を現場に実装することとしており、こうした環境整備を進めつつ、できる限り簡便な</p>

<p>事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。</p>	<p>方法による報告を可能とするよう進めていくこととしている。</p> <p>なお、これらのうち産地市場情報の収集については、2023年度までに主要な産地市場・漁協を中心に400箇所以上を目途に情報収集体制を構築することを目指しており、具体的な対象については現在、都道府県と協議を進めているところ。</p>
<p>3 遊漁者等の操業自粛措置 遊漁者および遊漁船業者に対し、国が操業自粛を強く指導するとともに、採捕禁止も含めた全国的な規制の導入すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>遊漁によるクロマグロの採捕については、令和3年3月に発出された広域漁業調整委員会指示に基づき、令和3年6月以降、①30kg未満の小型魚の採捕禁止、②30kg以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告を義務付けたところである。</p> <p>また、遊漁によるクロマグロの採捕に歯止めがかからず資源管理の枠組みに支障を来すことを防止するため、令和3年7月～8月に開催された各広域漁業調整委員会において、広域漁業調整委員会会長が公示した期間中は、遊漁者による30kg以上のクロマグロの大型魚の採捕を禁止する旨の指示が発出され、8月21日から翌年5月31日までクロマグロの採捕が禁止されたところである。</p>

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和元年7月に北太平洋漁業委員会（NPF C）で、サンマ漁獲割当量は合意されたものの、国別の割当は来年以降に検討されることとなっており、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかと不安も募っています。

また、新たな漁業法のもとでは、TAC対象魚種の拡大やIQの導入等による新たな混乱の発生、大臣許可漁業では一定の条件を満たせばトン数規制の撤廃も可能とされており、沿岸の小型船が出漁できないような荒天時にも操業可能となり、高価格の漁獲物をより効率的に漁獲できるようになる恐れもあります。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

項目	結果
<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整</p> <p>① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。</p> <p>水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p>
<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整</p> <p>② 沖合漁業に対し、競合して</p>	<p>【水産庁】</p> <p>水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにそ</p>

いる沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

の共存共栄を図っていくことが重要である。

また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。

一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。

また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

【水産庁】

水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。

また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。

なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。

③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

【水産庁】

適切な資源管理のため、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。調査船による資源調査や海洋観測により、データを収集するとともに、それらが主要な魚種の資源変動に与える影響の分析に努めているところである。

新たな資源管理においては、資源評価結果に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。

なお、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業などの沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような

④ レジームシフトなど海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量

<p>漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。</p>	<p>規制を行うことは困難であるが、例えば、日本海におけるブリの漁獲については、資源の有効活用を図るために、水産庁立ち会いの下で、定置網漁業者と大中型まき網漁業者の間で定期的に意見交換を行っているところであり、要望等あればその他の魚種についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。</p>
<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整</p> <p>⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁船の大型化については、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考える。</p> <p>漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業創設支援事業）において、収益性の向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法の実証のために漁船を大型化する取組への支援を行っており、これまでも、適切な資源管理措置を講じることにより資源の悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。</p> <p>改正漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当（IQ）が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。</p>
<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影</p>	<p>【水産庁】</p> <p>マサバ太平洋系群については、新漁業法の施行に先駆け、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）の達成を目標とする新たな資源管理を実施していただいているところである。</p> <p>今後は、新漁業法に基づく資源管理基本方針に位置づけていくこととなるが、2回の資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の結果を踏まえて決定された資源管理の目標と漁獲シナリオに従って、毎年の資源評価により算出・決定されるTACに基づき、適切に資源管理を行ってまいりたい。</p> <p>なお、日ロ地先沖合漁業協定に基づくロシア漁船の操業については、適切な資源管理に影響を及ぼすことがないよう、TACの範囲内で漁獲枠の設定を行なっている。</p>

<p>響が及ばないよう設定すること。</p>	
<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>② 目標管理基準値は、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>マサバ太平洋系群の目標管理基準値の算出には、現在利用可能な最善の科学情報である資源評価に基づき、設定されているものである。</p> <p>これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価にあたっては、利用可能な外国漁船の漁獲や漁獲以外の海洋環境の影響などについても考慮しているところである。</p> <p>引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で行う将来予測において、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理措置の具体的内容を定めていくこととしている。</p> <p>なお、今後の資源評価において、これまでの想定と大きく異なる状況が生じた場合には、必要に応じ、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）等を開催し、資源管理基本方針の見直しについて、議論してまいりたい。</p>
<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>新たな資源管理システムの構築にあたっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。</p> <p>資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。</p> <p>ただし、こうした目標を目指す過程で、短期的に管理措置が強化されることによって、一時的な減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p>

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

【水産庁】

赤道水域での外国大型まき網漁船によるカツオの漁獲増大が、我が国近海へのカツオの来遊減少を引き起こしている可能性があるとの懸念については、我々も共有している。

このため我が国は、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）において、熱帯水域における外国大型まき網の管理を強化すべき旨、繰り返し主張してきたところである。また、その主張の科学的根拠を強化するために、カツオの来遊経路に関する調査も継続している。

太平洋島嶼国を含む多くのWCPFC加盟国は、「カツオの資源状況は良好であり、管理措置の強化は不要」との立場をとっており、我が国の立場について理解を得るのは容易でない状況にあるが、引き続き、関係国に働き掛けを行ってまいりたい。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

【水産庁】

<科学的評価の実施>

外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲の影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めてまいりたい。

<国際的な資源管理の推進>

また、北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、平成27年（2015年）に我が国の主導によりNPFC（北太平洋漁業委員会）が設立され、国際的な資源管理の議論が本格化している。

サンマについては、2019年の年次会合において、初めて総漁獲枠が設定されたほか、本年2月に開催された年次会合では、NPFC科学委員会による資源評価を踏まえた交渉の結果、2021年及び2022年の措置として、サンマの分布域全体の漁獲枠を約55万6千トンから約33万4千トンに40%削減し、各国の公海における漁獲上限についても2018年実績から各国ともに40%削減する等の措置に合意したところ。

マサバについても、NPFCにおいて関係国と連携して議論を進めているところであり、具体的には、マサバを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止する措置に加え、数量管理の導入に向けて資源評価に関する議論を進めている。

本年の会合で、サンマの漁獲枠が縮減されたことは一

	<p>定の前進と考えているが、サンマ・サバ類の資源管理の更なる強化に向けて、今後とも取り組んでまいりたい。</p>
<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。</p> <p>なお、VMS航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のためにも、許可条件とするなど国の責務として積極的な改善を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>大中型まき網漁業の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置等を義務付けるとしたところであり、個々の事案に応じ適切に運用していく考えである。</p> <p>火船等への設置情報の公表については、個々の不利益処分の内容であり、また、VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締情報であることから、対応することは困難である。</p>
<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>指定漁業については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」の処理方針において、一斉更新後の許可期間中（令和4年中）に、原則として全許可船への「衛星船位測定送信機（VMS）」の設置・常時作動等を義務付けるとしたところであり、VMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。</p> <p>禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。</p> <p>違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。</p>

<p>6 沿岸地区における発電事業への対応について</p> <p>① 沿海地区において石炭火力発電・バイオマス発電事業を計画した場合には、法的アセスメントのみならず、事業を開始する前及び事業開始後も海洋環境調査等を実施し、当該事業計画地域の漁業への影響を確認するための仕組みを構築すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>「環境影響評価法」では、環境アセスメントの対象となる事業は、事業規模の大きい道路、ダム、鉄道、空港、発電所等、13種類の事業とされている。</p> <p>小規模発電事業を計画した場合は同法の適用外となる可能性もあるが、一方で、同法では、地方自治体の環境アセスメント条例との関係についての規定があり、全ての都道府県及び政令指定都市において条例による制度が措置され、地域の実情に応じ、法対象事業以外の事業や小規模の事業についてアセスメントを行うことが可能となっていると認識している。</p> <p>このため、当該制度については、一義的には環境省や都道府県環境部局と必要な調整をしていただきたい。</p>
<p>6 沿岸地区における発電事業への対応について</p> <p>② 小規模火力発電事業の実施にあたっては、当該事業実施地域の地元沿岸漁業者への説明責任を果たし、十分に理解を得るような仕組みを構築すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>沿海地区において発電事業等が行われるに当たっては、当該事業実施地域の漁業者等地元住民の十分な理解を得ることは重要と認識している。</p> <p>一義的には、当該事業者が地元説明会等を行うことと考えるが、必要に応じ、水産庁も助言等をしてまいりたい。</p>
<p>7 改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p> <p>① 新たな資源管理の検討に当たっては、自主的な資源管理措置を尊重し、TACのみを前提とすることなく漁業現場の実情に即した資源管理が可能となるよう十分配慮すること。また、前年漁期において取り残したTAC数量を次年に繰り越しできるように弾力的な運用を要望する。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>改正漁業法に基づく新たな資源管理システムにおいては、持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。</p> <p>他方、漁業者により行われている自主的管理については、地域の実態に応じて様々な取組みが行われているなど、重要なものと考えている。今後、法に基づく資源管理協定を活用し、この資源管理の大きな枠組みの中に自主的な措置を組み入れ、より効果的な資源管理措置としていくことが可能と考えている。</p> <p>また、TACの繰越しについては、対象となる水産資源の資源状態を考慮し、科学的なリスク評価も踏まえて検討されるものと考えている。このため、一律にすべての魚種に導入できるものではないが、新たなTAC魚種の拡大に当たっては、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー一会合）等の場に</p>

<p>7 改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p> <p>② IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、新たな資源管理措置を漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。</p>	<p>において、水産資源ごとに議論・検討してまいりたい。</p> <p>【水産庁】</p> <p>新たな資源管理システムの構築に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めていきます。</p> <p>IQ導入によるトン数制限の撤廃について、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考えている。</p> <p>大型化に当たっては、これまでも、適切な資源管理措置を講ずることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めてきているところである。</p> <p>改正漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て（IQ）が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、「相当部分」や「操業期間や区域などの措置」の考え方については、海域毎に、操業の実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係漁業者と丁寧に調整しつつ検討してまいりたい。</p>
<p>7 改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p> <p>③ 漁獲可能量の配分は、選択的に漁獲ができない定置漁業など沿岸の零細漁業の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>資源管理は、資源に影響を与えている漁業種類全体を対象に、回復に向け各漁業種類が応分の負担を負い、資源が増えた時には負担に応じた配分を得る形とすることが公平性の観点から最も適切と考えている。定置網漁業においても、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を負うことになる。また、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を定置網漁業者が果たせるような必要な技術開発を行うとともに、適切な資源管理に取り組む漁業者に対して、漁業収入安定対策により、収入減少に対する補填を行っているところである。</p> <p>また、新漁業法においては、MSYを達成する水準に資源を回復・維持させることを管理の目標とし、数量管理に軸足を移した管理を行うこととしている。水産資源の特性及びその採捕の実績を勘案して漁獲量による管理が適当でないと認められるときは、漁獲圧力を隻日数等に換算して管理を行うこともあり得るが、あくまで科学</p>

	<p>的根拠に基づくべきものである。</p> <p>これらの原則・枠組の下、水産資源ごとのに具体的な管理手法について検討するとともに、資源管理方針に関する検討会をはじめとした様々な場において、丁寧に説明してまいりたい。</p>
<p>7 改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p> <p>④ 遊漁者の管理について、数量把握や採捕抑制のための具体的な対策を国の責任において早期に進めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>遊漁者は沿岸漁業者と同じ資源や漁場を利用していることから資源管理への協力が必要であり、今後とも都道府県や関係機関と連携して遊漁者に対し資源管理への理解と協力を指導してまいりたい。</p> <p>遊漁者による採捕量の把握については、スマートフォン等を活用して漁獲報告を可能とする仕組みをはじめとして検討を進めているところであり、遊漁者による採捕量等の実態把握に努め、具体的な対策について検討してまいりたい。</p>

V 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるイカさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国イカ釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年の8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的経済水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

また、平成30年6月の米朝首脳会談を機に落ち着いていた北朝鮮による弾道ミサイル発射は、令和元年5月以降繰り返し行なわれ、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

項目	結果
<p>1 排他的経済水域の境界の画定</p> <p>竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に可決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。</p> <p>また、我が国と周辺諸国が共通して利用する資源の管理については 従来から政府間の協議を行っており、引き続き、粘り強く取り組んでまいりたい。</p> <p>【外務省】</p> <p>＜日韓の排他的経済水域の境界画定＞</p> <p>竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ、国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考えで</p>

	<p>す。</p> <p>また、排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利に関わる極めて重要な問題と考えています。</p> <p>今後も双方にとって受入れ可能な合意が得られるよう努めてまいります。</p> <p>＜日中の排他的経済水域の境界画定＞</p> <p>排他的経済水域の境界の画定については、国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、地理的中間線を基に境界を画定することが衡平な解決となるとの立場です。中国側はかかる日本側の立場を認めておらず、双方の立場を近付けるのには困難がありますが、我が国の立場は常に明確に主張し続け、将来の境界画定につなげていきたいと考えております。</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>① 日台漁業取決め適用水域から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいります。</p> <p>なお、先島諸島の南側水域など、取決め対象外の水域について、台湾側と協議する用意はないところである。</p> <p>【外務省】</p> <p>日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めていますが、昨年引き続き本年も新型コロナの影響により日台漁業委員会の開催が見送られ、平成31年4月に一致した操業ルールを今漁期も継続して運用することとなりました。まずは、同ルールを適切に実施し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしたいと考えております。</p> <p>また、政府としては、同委員会での協議を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいります。</p> <p>なお、取決め対象外の水域について本取決めの対象として協議する考えはございません。</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日台取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。</p> <p>本年の日台漁業委員会は新型コロナウイルス感染症の抜本的改善の兆しが見られないことから中止されたもの</p>

<p>等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。</p>	<p>の、①「八重山北方三角水域」における操業ルールについて、日台それぞれのルールで操業できる水域を切り分けて、試行的に操業すること、②試行期間の終了後、公平で合理的な操業とすることを前提として、令和4年（2022年）漁期に間に合うよう、八重山北方三角水域の操業ルールを再度検討すること、③取決め水域における資源管理に双方が協力して努力すること、④PI保険（船主責任保険）等の加入を推進すること等について引き続き一致したところである。</p> <p>今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、台湾との協議に取り組んでまいりたい。</p> <p>【外務省】 V—2—①参照</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国の排他的経済水域内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。</p> <p>日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>これまで、韓国側との間では、①韓国のはえ縄漁船については、違法操業の根絶に向けた協議を行うとともに、②暫定水域については、資源管理や操業秩序の問題の解決を図るべく協議を求めてきたところ。</p> <p>しかしながら、近年になっても依然として、①韓国のはえ縄漁船の違法操業がなくなるしないこと、②暫定水域の問題が解決しないことなどから、2016年7月以降、相互入漁も中断し、韓国側に対し、これらの問題解決に向けた働きかけを行ってきており、引き続き、粘り強く取り組んでまいりたい。</p> <p>また、海底清掃にかかる事業については、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい（V—4と同旨）。</p> <p>【外務省】</p> <p>現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっています。このため、平成28年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めています。これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかり取り組んでまいります。</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日中暫定措置水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件については、我が国漁業者の要望</p>

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

サンゴ網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止、放置されたサンゴ網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

を踏まえ、日中漁業共同委員会等でしっかり対応してまいりたい。

中国船によるサンゴの不法採捕については、日中漁業共同委員会において中国側とサンゴ船根絶に向けた取組を合意し、実施しているところである。今後も、引き続き本件問題に対してしっかりと取り組んでまいりたい。

また、サンゴ網の除去など海底清掃にかかる事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい（V-4と同旨）。

北緯27度以南水域については、現在も日中漁業共同委員会の協議対象であることから、関係漁業者の懸念を踏まえつつ、外務省とも連携しながら、操業秩序の維持や水産資源管理に向けた中国との協議を粘り強く進めてまいりたい。

また、中国虎網漁船については、我が国水域に入って操業しないよう厳正に取締りを行っており、引き続きしっかりと取り組んでまいりたい。

【外務省】

日中漁業共同委員会において、これまでも東シナ海の水産資源管理について協議を行っており、その中で、虎網漁船をはじめとする新興まき網漁船についても、隻数の凍結及び今後の削減、禁止漁具化や漁具規制の導入の検討等の管理強化措置を引き続き実施することで一致しています。頂戴した御意見は重く受け止め、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業共同委員会等を通じて、中国側としっかり協議してまいりたいと考えております。

日中漁業共同委員会においても、問題の根絶のため、継続して断固とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰など、あらゆる措置をとることで中国側と一致しており、中国船によるサンゴの不法採捕に対しては、外交ルートを通じた累次の申入れ等を実施しております。

北緯27度以南の海域に関する様々な意見についても、重く受け止めており、日中漁業関係の個別具体的な問題について、日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じてしっかり対応してまいりたいと考えております。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

【水産庁】

ロシア水域における日本漁船の操業条件の緩和については、各漁業団体からの御要望を踏まえ、漁業交渉の場に

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うこと。

において最大限の努力をしてまいりたい。ただし、日本漁船の操業条件の緩和をロシア側に要求する場合、相互主義の観点から、日本水域で操業するロシア漁船の操業条件の緩和をロシア側から要求されることも想定されることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。

また、北方四島周辺水域における我が国漁業者の安全操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」を、我が国200海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施しているところである。

【外務省】

政府として、日露間の既存の枠組みの下で合理的かつ持続的な操業が継続できるよう、あらゆる機会にロシア側に働きかけています。

漁業者の要望も踏まえ、政府として引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

漁具被害の回避や資源管理に関する要望についても、それらが最大限実現できるよう、水産庁と協力しつつ、ロシア側との交渉に鋭意取り組むこととしたいと考えております。その旨、関係者にもしかるべく共有いたします。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害について、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割

【水産庁】

漁業者の懸念は十分理解しており、毎年交渉の場においてロシア漁船が原因と思われる我が国漁業者が受けた被害状況を説明するとともに、ロシア漁船による漁具被害を未然に防止するため、四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置位置をロシア側に通報し、ロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底することを要請している。

これに対して、ロシア側は漁具被害を防止するべく可能な方策を検討し、指導を徹底させる旨を表明しているので、引き続きこうした取組を継続していく考えである。

外国漁船による漁具被害が発生した場合については、韓国・中国等外国漁船操業対策事業で、被害漁具の現状復帰のために必要な経費の支援を受けることが可能である。

また、イトヒキダラやイワシ、サバについては、毎年実施される資源評価結果も踏まえて行われる日ロ地先沖合漁業交渉に基づき、ロシア漁船の漁獲割当量を設定しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。

<p>当量を設定すること。</p>	<p>【外務省】 V—2—⑤参照</p>
<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>水産庁においては、令和2年3月に新造の大型漁業取締官船2隻（1隻は増隻、1隻は499トンから大型化して更新：いずれも900トン級）を就航させ、配備してきた。本年度は新たに2隻（1隻は2,000トン級を増隻、1隻は499トンから900トン級に大型化して更新）の大型漁業取締官船を就航させ、取締活動に従事させることとしている。</p> <p>また、平成29年度から令和3年度までの4か年で取締船の海事職を56名、漁業監督官を13名増員したところである。</p> <p>水産庁と海上保安庁は、定期的に連絡会議を開催しているほか、令和2年度に続き、本年度も合同訓練を実施するなど、連携を強化している。</p> <p>今後とも、放水銃の強化や船体の防弾化など装備面の充実、さらには、漁業監督官の増員を図るとともに、海上保安庁との一層の連携強化を図り、漁業者に安全に操業してもらえるよう努めてまいりたい。</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、我が国の領海及び大和堆を含む排他的経済水域において巡視船艇及び航空機によるしょう戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正な取締りを行っております。</p> <p>昨年度は、大和堆を含めた日本海側の海上保安体制の強化として敦賀海上保安部に大型巡視船「つるが」「えちぜん」の2隻を配備して勢力を増強したほか、小笠原諸島周辺海域における違法操業等への対応に万全を期すため小笠原海上保安署に巡視船「みかづき」1隻を配備したところ です。</p> <p>引き続き、海上保安庁では、平成28年12月に決定された「海上保安体制の強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や航空機の増強のほか、必要な要員の確保等を進めてまいります。</p>
<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。ま</p>	<p>【水産庁】</p> <p>中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、海上保安庁巡視船が当該船舶との間に入る等により、日本漁船の安全を確保している。</p>

た、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

また、外交ルートにおいても、東京と北京の双方で中国側に嚴重に抗議し、日本漁船に接近しようとする動きを直ちにやめ、速やかに我が国領海から退去するよう強く求めている。

水産庁としては、今後とも引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。

また、水産庁は、漁業取締船の活動や海上保安庁との連携を通じて、外国漁船や外国公船の動向についての情報収集を行っているが、これらは漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難である。

一方で、漁業者の安全操業を確保することは重要であることから、個別具体的な御希望があれば、それを踏まえてどのような対応を取ることが可能か、検討してまいりたい。

【海上保安庁】

海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、中国海警局に所属する船舶への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、中国海警局に所属する船舶が日本漁船へ近づこうとした場合には、日本漁船の周囲に巡視船を配備し、漁船の安全を確保することとしております。

また、関係省庁と緊密に連携しながら情報収集を行い、外国船舶の情報の提供等、漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を、状況に応じて適切に行ってまいります。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

【水産庁】

外国漁船の緊急避泊は、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危難があり、やむを得ない場合にのみ認められるものであり、それ以外の場合には緊急入域の希望があっても入域しないよう、強く指導してきたところである。

なお、やむを得ず緊急入域を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないように、外国漁業者に対し、基本的ルールの遵守を引き続き要請してまいりたい。

また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。

	<p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対して、緊急入域の要件に該当するかどうか立入検査等により確認を行っております。緊急入域する外国船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が他の船舶の航行に支障を及ぼしたり、設置されている漁具に被害を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導しております。また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導等を行っています。</p> <p>引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導等を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。</p>
<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>北朝鮮のミサイル発射情報等の伝達に関しては、内閣官房からのミサイル発射情報を自動転送により直接漁業無線局や都道府県等へ伝達するとともに、漁業無線局が受信したメールによるミサイル発射情報を音声に変換し、人を介さず自動で漁船に伝達するシステムを平成30年度に全国451局の漁業無線局へ導入し、迅速かつ万全な体制としたところである。</p> <p>引き続き関係省庁や関係機関と連携を図り、対応してまいります。</p> <p>【外務省】</p> <p>北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、国連安保理決議違反であり、極めて遺憾であります。北朝鮮は、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていません。</p> <p>引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、国民の安全・安心の確保に万全を期してまいります。</p>
<p>4 被害の救済</p> <p>韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具</p>	<p>【水産庁】</p> <p>平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、漁場機能維持管理事業の一部として、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業を実施しているところであり、令和2年度補正予算により40億円を積み増したところである。</p>

等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。

また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和2年度補正予算により30億円を積み増したところである。

今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。

VI 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、オリンピック等開催に伴う海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

項 目	結 果
<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施</p> <p>地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベン</p>	<p>【水産庁】</p> <p>遊漁マナー等の基本的な考え方を広く国民に周知するため、水産庁HPに「遊漁の部屋」を設け、地方のルールを確認しやすいようにしているところ。また、各都道府県のHPについても、利用者が見やすく、分かりやすくするため、都道府県に対し改善を依頼しているところである。</p> <p>水産庁としても、地域で定められたルールやマナーが守られるよう釣り団体や釣り雑誌社等に呼びかけていきたい。なお、水産庁では、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指しパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや釣り団体が行う講習会などで配布し、普及・啓発を行っている。</p> <p>また、遊漁団体やマリン事業関連の団体の参加する意見交換の場に参加しており、更に、テレビ、雑誌等を通じて遊漁マナー等について効果的な広報ができるような協力体制の構築を進めてまいりたい。</p>

<p>トの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。</p>	
<p>1 遊漁と漁業の調整 ② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討</p> <p>法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化の推進などの新たな対策を検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>プレジャーボートを利用する遊漁者の把握に関連して、漁業調整委員会指示による届出制の導入等により対応が可能な場合があると考えられるので、問題が生じている特定の地域ごとに必要に応じ検討されたい。</p> <p>都道府県に設置されている海面利用協議会等の中で、適正な漁場利用のあり方について話し合うことも重要である。</p> <p>なお、遊漁団体やマリン事業関連の団体の参加する意見交換の場に出席しており、遊漁者の組織化等についても意見交換しているところである。</p> <p>また、水産庁及び国土交通省では、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、①保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策、②関係者間の連携推進、③効果的な放置艇対策事例の周知の対策を講ずることにより、今後10年間で放置艇の解消を図ることを目標としているところであり、平成30年度における漁港区域内の放置艇の隻数は2.3万隻と前回調査時（平成26年度）と比べ4千隻減少している。</p> <p>水産庁としては、今後とも、プレジャーボート等の係留・保管施設の整備や既存施設の有効活用により、漁港における係留・保管能力の向上が図られるよう地方自治体を支援してまいりたい。</p>
<p>1 遊漁と漁業の調整 ③【新規】スピアフィッシングに対する指導強化</p> <p>スピアフィッシング利用者に対する安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>スピアフィッシングについて、その定義が必ずしも定かではないが、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具漁法については制限が課されており、「ヤス」については使用可能な都道府県も存在している。</p> <p>一般的に「ヤス」とは目的物を突き刺して採捕する漁具の一種であり、採捕物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手にとって突き刺すものであり、発射装置等を用いて目的物を突き刺す「モリ」は含まれないが、このような漁具には様々な態様のものがあることから、都道府県漁業調整規則の遊漁者等が使用できる漁具又は漁法か否かについては、使用する漁具の構造、規模、使用方法に応じ、個別に判断する必要がある。</p> <p>なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールと</p>

	<p>マナー」のパンフレットを作成し配布しているほか、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。</p> <p>参考（考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「水中銃」は、弓、鉄砲、発条投射器等を用いて投射して目的物を突き刺すものであり、「ヤス」には該当しない。 ○ 柄の末端にゴムひもを着け、当該ゴムひもの他端を手に結び、ゴムひもの弾力を用いて柄を拳中に滑らせて目的物を突き刺す構造のものであって、目的物を突き刺した時に柄が拳中から離脱していないものは「ヤス」の範囲に含まれる。 ○ なお、潜水器を用いて「ヤス」を使用して採捕することは、潜水器漁業等の遊漁者の使用が禁止された漁具・漁法に該当する可能性がある
<p>2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。</p> <p>さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。</p> <p>なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。</p> <p>この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。</p> <p>また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。</p> <p>【海事局】</p> <p>令和2年末の保有台数が約8,200万台、事故発生件数が約31万件的の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられているが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみである。</p> <p>一方、令和2年末のプレジャーボートの保有隻数は約22万隻、海難事故は約1,000件であり、自動車等の保険への加入義務付け状況等を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられる。</p> <p>プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等</p>

	<p>が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することにより、漁業被害を含む補償を担保することが可能である。人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識している。プレジャーボートを係留する要件として保険の加入を義務付けている一部のマリーナや漁港等はあるものの、国土交通省では、関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へプレジャーボート保険を周知するよう指導している。</p> <p>今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取組んで参りたい。</p>
<p>3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置</p> <p>海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p>水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」（略称「ミニボート安全マニュアル」）の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。</p> <p>なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。</p> <p>今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p>参考：令和3年度国土交通省交通安全業務計画</p> <p>交通安全対策基本法の規定により、第11次交通安全基本計画（令和3年3月中央交通安全対策会議決定）に基づき、令和3年度において、国土交通省が交通の安全に関し講ずべき施策等について、定めたものである。</p> <p>第2部 海上交通の安全に関する背策</p> <p>第4節 小型船舶の安全対策の充実 2 プレジャーボートの安全対策の推進</p>

(2) ミニボートの安全対策の実施

ミニボート（長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査・免許が不要なボート）の安全安心な利用を推進するため、関連団体等に働きかけ、相談窓口の設置、ユーザー向け安全マニュアル等を使用した安全講習会の開催、ミニボート販売時に安全マニュアル等を同梱する等により、ユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。

【海事局】

ミニボート（長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満）は、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っている一方、ミニボートの普及に伴う転覆や機関故障等の海難事故が増加していることから、ハード・ソフト両面から総合的な安全対策を推進している。

国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。（当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。）

また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。

今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りたい。

3 ミニボートによる危険行為の防止

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な

【水産庁】

船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。

ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。

※ 以降、3-①と同様

参考：海難の現状と対策について（海上保安庁）

令和2年のミニボートの事故隻数は103（90）隻。死傷者数は11（9）人。船舶事故隻数及び死傷者数は増加。（※（）

対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

内は令和元年)

【海事局】

ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、本来安全な水域のみを航行する船舶であるため船舶検査の対象とする必要性は低いと考える。

また、登録制度については、小型船舶の登録等に関する法律制定時において、財産価値が低いうえ、航行や係留による社会的影響が小さく行政情報として把握する必要性も乏しいことから、制度の適用除外としたところであり、その状況は現在も変わっていないと認識している。

一方で、海上交通のルール、ミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くことは重要なので、VI. 3. ③のような業界団体と連携した安全啓発活動に取り組んで参りたい。

3 ミニボートによる危険行為の防止

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動に必要不可欠となる、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある方策を、早急に検討すること。

【水産庁】

船舶の製造・販売については国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。

※以降、3-①と同様

【海事局】

ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通の遵守、海難防止などについて周知している。しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関等と連携し、ミニボート講習会を案内している。国土交通省においても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベントにおいて安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参りたい。

ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、本来安全な水域のみを航行する船舶であるため船舶検査の対象とする必要性は低いと考え、また、登録制度については、小型船舶の登録等に関する法律制定時において、財産価値が低いうえ、航行や係留による社会的影響が小さく行政情報として把握する必要性も乏しいことから、制度の適用除外としたところであり、その状況は現在も変わっていないと認識してい

<p>3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>④ ミニボートの保険加入義務化</p> <p>日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とするとともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を確実に補てんするため、保険への加入率の向上を図るとともに、義務化を検討すること。</p>	<p>る。</p> <p>【水産庁】</p> <p>日本漁船保険組合が任意保険事業として実施しているプレジャーボート責任保険は、船底がFRP成型されているミニボートが漁船等と衝突した場合に、漁船等の被害が大きくなる恐れがあることを理由として、同保険の対象としている。加入対象については、日本漁船保険組合が保険約款で定めるものであることから、対象範囲の拡大については日本漁船保険組合に相談していただきたい。</p> <p>プレジャーボートによる漁業操業の妨害は、対人・対物の賠償とは異なり填補範囲の特定が困難であり、当該妨害行為を助長させないためにも、保険の対象とすることは適当でないと考えており、一義的には利用者へのマナーの周知徹底を図っていくことが肝要と考えている。</p> <p>また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施し、加入促進活動を積極的に展開しているところ。水産庁においても、ミニボートによる漁業操業妨害の防止や損害賠償保険への加入等は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めており、今後とも、国土交通省と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p>なお、プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。</p> <p>【海事局】</p> <p>ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えている。今後も保険の加入率向上に向けて取組んで参りたい。</p>
---	---